



平成19年度 改正意匠制度運用説明会

特許庁 審査業務部 意匠課



法律改正の概要

法律改正の概要

1. 権利保護の強化

【画面デザインの保護の拡充】

【部分意匠等の保護の拡充】

【関連意匠の保護の拡充】

【意匠権の存続期間の延長】

【意匠の類似の範囲の明確化】

【秘密意匠の保護の見直し】

【新規性喪失の例外の適用規定の見直し】

法律改正の概要

2. 模倣品対策の強化

【権利侵害行為への「輸出」の追加】

【権利侵害行為への「譲渡目的所持」の追加】

【刑事罰の強化】

第1部

意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の
審査運用について

第1部

意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の審査運用について

< 関連条文 > (下線部が改正部分です。)

(定義等)

第2条 この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。)の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

(第3項及び第4項略)

< 関連条文 >

意匠法施行規則

様式第2〔備考〕

8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。

39 (意匠審査基準 第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11「関連条文」参照)

40 意匠法第2条第2項の規定により物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。)の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

様式第6〔備考〕

8 (第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)

9 (第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)

10 (第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)

11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10まで及び14に規定される画像図(意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。)において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

1. 改正の趣旨

(1) 従来 of 制度

物品の成立性に照らして不可欠なものであって、その物品自体の有する機能により表示されているもののみが意匠の構成要素として扱われ、意匠法で保護されていました。

(2) 改正の背景

画面デザインは、家電機器等に係る品質や需要者の選択にとって大きな要素となっており、企業においても画面デザインへの投資の重要性が増大している状況にあります。

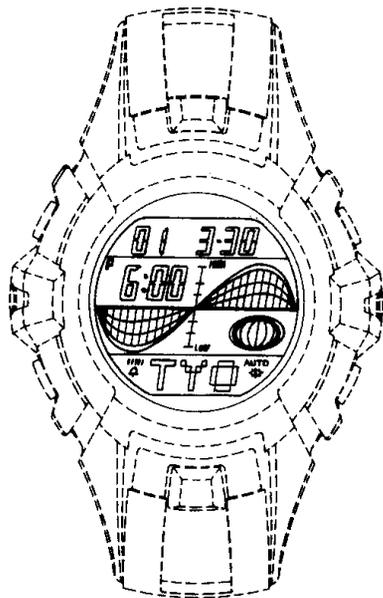
(3) 改正の概要

画面デザインのうち、物品の本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要となる操作に使用される画像について、物品の部分(～中略～)として意匠法の保護対象としました。

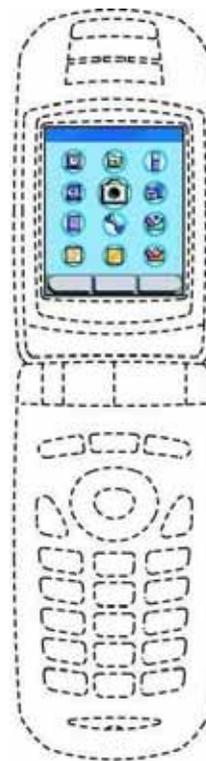
2. 従来からの保護対象との違い

(1) 従来から保護されていた画像

[事例] 液晶表示等に関するガイドラインに記載された要件を満たす意匠



意匠登録第1149610号
「腕時計本体」



意匠登録第1207282号
「携帯用無線電話機」

2. 従来 of 保護対象との違い

(2) 新たに意匠法第2条第2項の規定に基づき保護される画像

画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること

操作の用に供される画像であること

当該物品がその機能を発揮できる状態にするための画像であること

当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

2. 従来の保護対象との違い

[事例] 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠

() 当該物品自体が有する表示部に表示される画像の例

「携帯電話機」



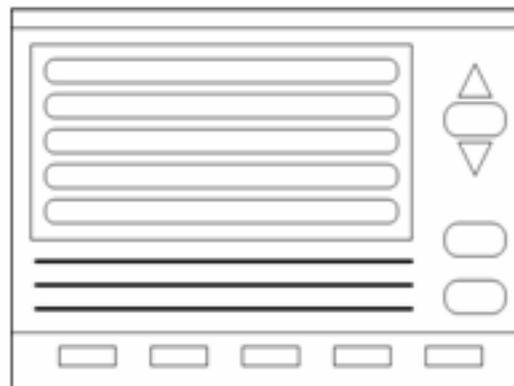
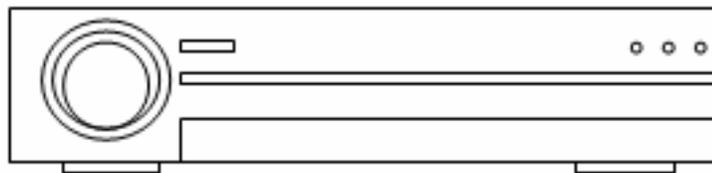
(注) 表示部に表示された画像は通話機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられることが前提となります。

2. 従来の保護対象との違い

[事例] 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠

() 当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像の例

「磁気ディスクレコーダー」



(注) 当該物品と一体として用いられるテレビモニターに表示される画像の例。録画予約機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられる画像であることが前提となります。

3. 画像を含む意匠の意匠登録出願における 願書・図面の記載

(1) 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書の記載

「部分意匠」の欄(部分意匠の場合のみ)

「意匠に係る物品」の欄の記載

例 ・ ビデオディスクプレーヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と一体として用いられるテレビ受像機に表示されるものである場合



【意匠に係る物品】 の欄に「ビデオディスクプレーヤー」と記載

3. 画像を含む意匠の意匠登録出願における 願書・図面の記載

「意匠の説明」の欄の記載

意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を記載
(部分意匠の場合)

「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

() 意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の
区分のいずれにも属さない場合の記載

() 当該画像が、どのような機能を発揮できる状態にす
るために行われる操作に係るものか、また、どのような操
作を行うのか説明する記載

3. 画像を含む意匠の意匠登録出願における 願書・図面の記載

(2) 画像を含む意匠の図面等の記載

当該物品自体が有する表示部に表示される画像の場合

画像を含む意匠に係る物品全体の形態について一組の図面(6面図)が必要であり、画像を表す図面のみの提出は認められません。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像
の場合

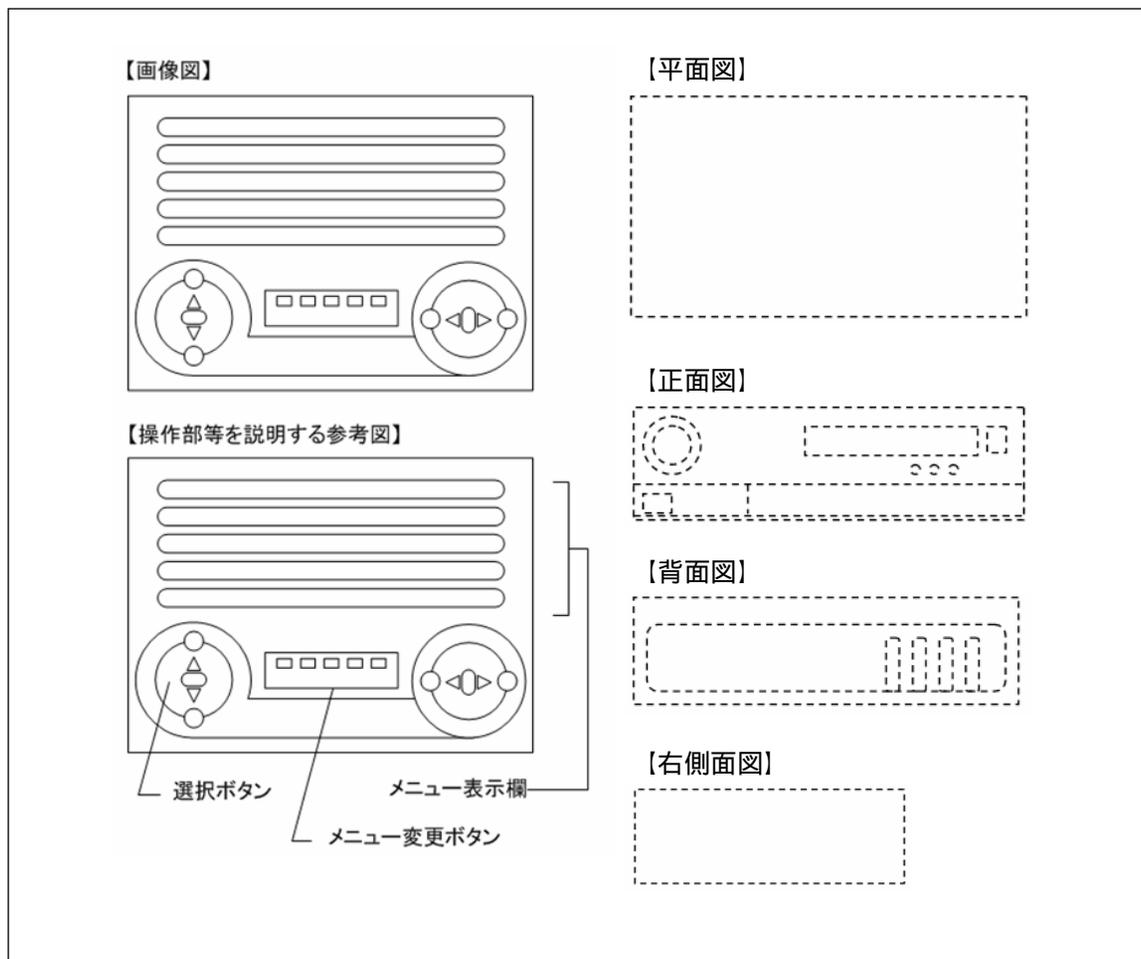
その物品と一体として用いられる物品(表示機器等)に表示される画像を表す図は【画像図】として記載します。

3. 画像を含む意匠の意匠登録出願における 願書・図面の記載

当該物品と一体として用いられる表示機器等に表示される画像を部分
意匠として出願する場合の図面

() 適切な図面の記載事例

例 ・ ビデオディスクプレーヤー

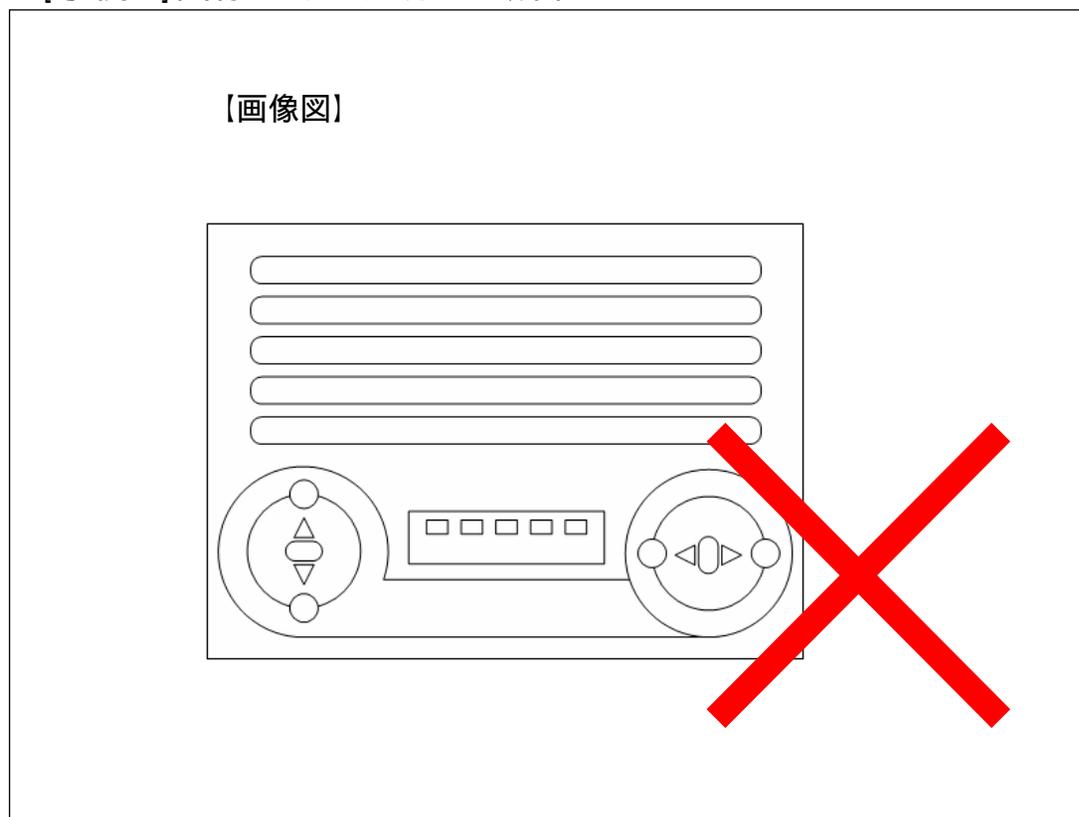


3. 画像を含む意匠の意匠登録出願における 願書・図面の記載

[事例1] 画像のみを表現した場合

() 不適切な図面の記載事例

例・ビデオディスクプレーヤー



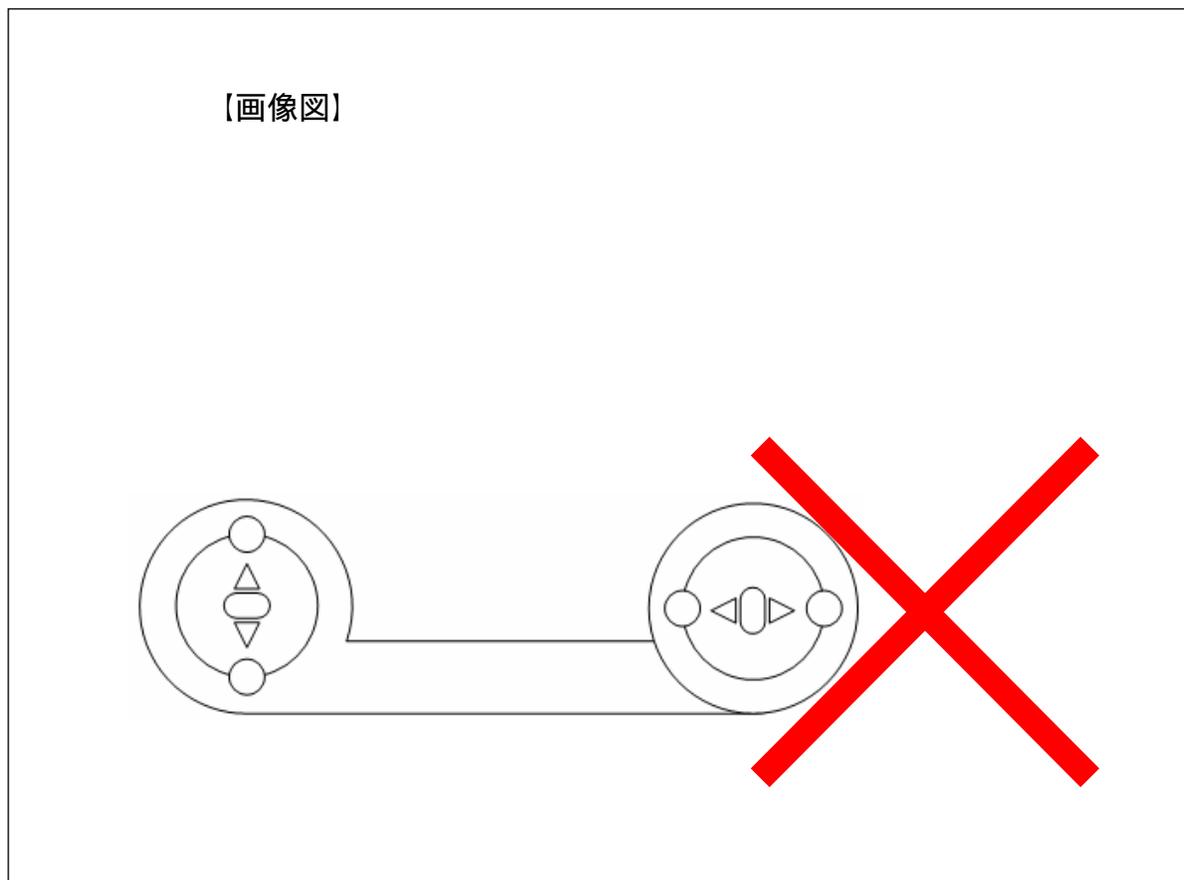
意匠に係る物品と一体として用いられる物品(表示機器等)に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であっても、一組の図面を省略することはできません。

3. 画像を含む意匠の意匠登録出願における 願書・図面の記載

[事例2] 画像の一部のみを表現した場合

() 不適切な図面の記載事例

例・ビデオディスクプレーヤー



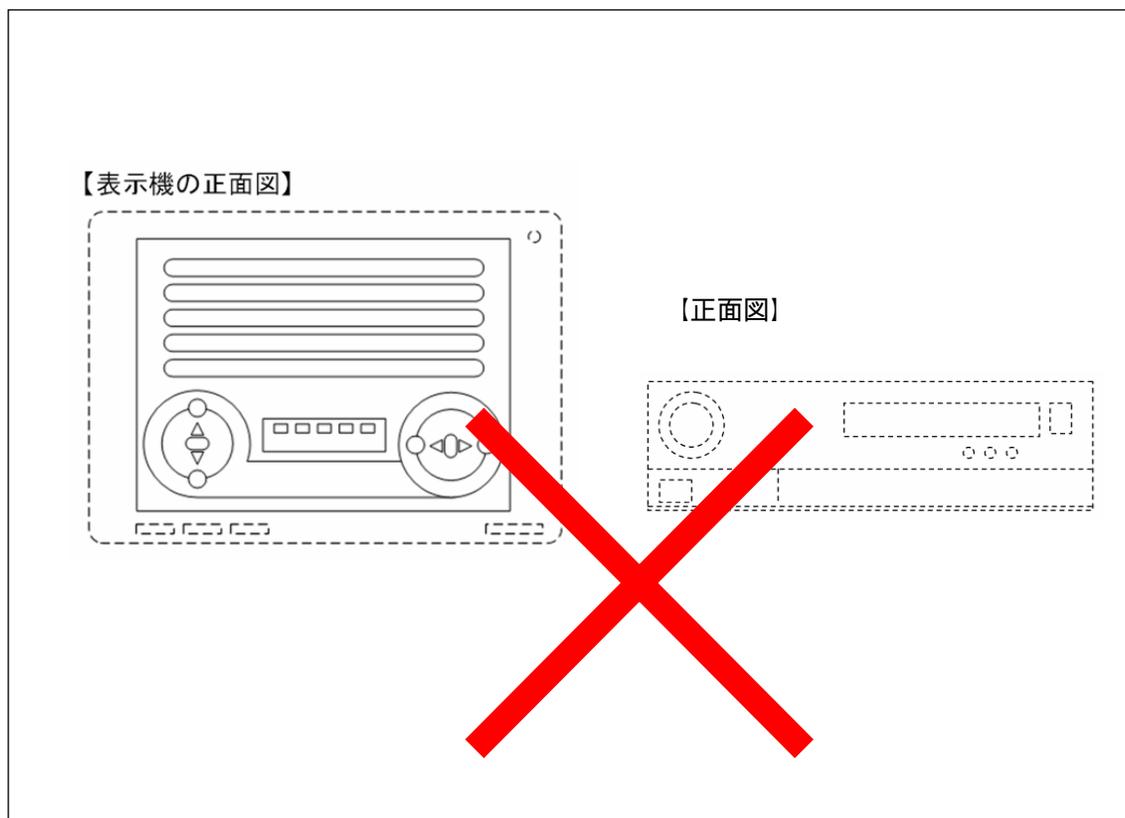
画像の一部を部分意匠とする場合の適切な記載とは認められません。

3. 画像を含む意匠の意匠登録出願における 願書・図面の記載

[事例3] 当該物品と一体として用いられる表示機器を一組の図面に表現した場合

() 不適切な図面の記載事例

例・ビデオディスクプレーヤー



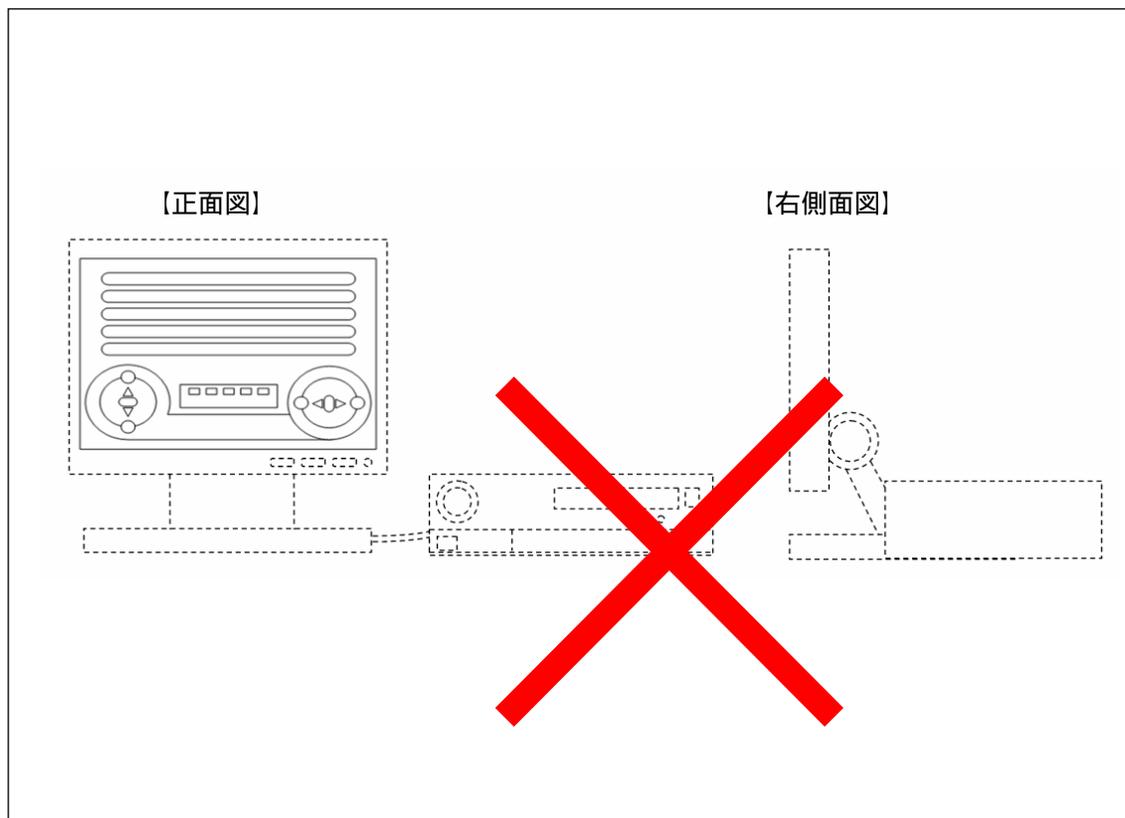
当該物品と表示機器を記載した図面は2つの物品を含むものであり、一の意匠を記載した図面とは認められません。

3. 画像を含む意匠の意匠登録出願における 願書・図面の記載

[事例4] 当該物品と表示機器を接続した状態で一組の図面に表現した場合

() 不適切な図面の記載事例

例・ビデオディスプレイヤー



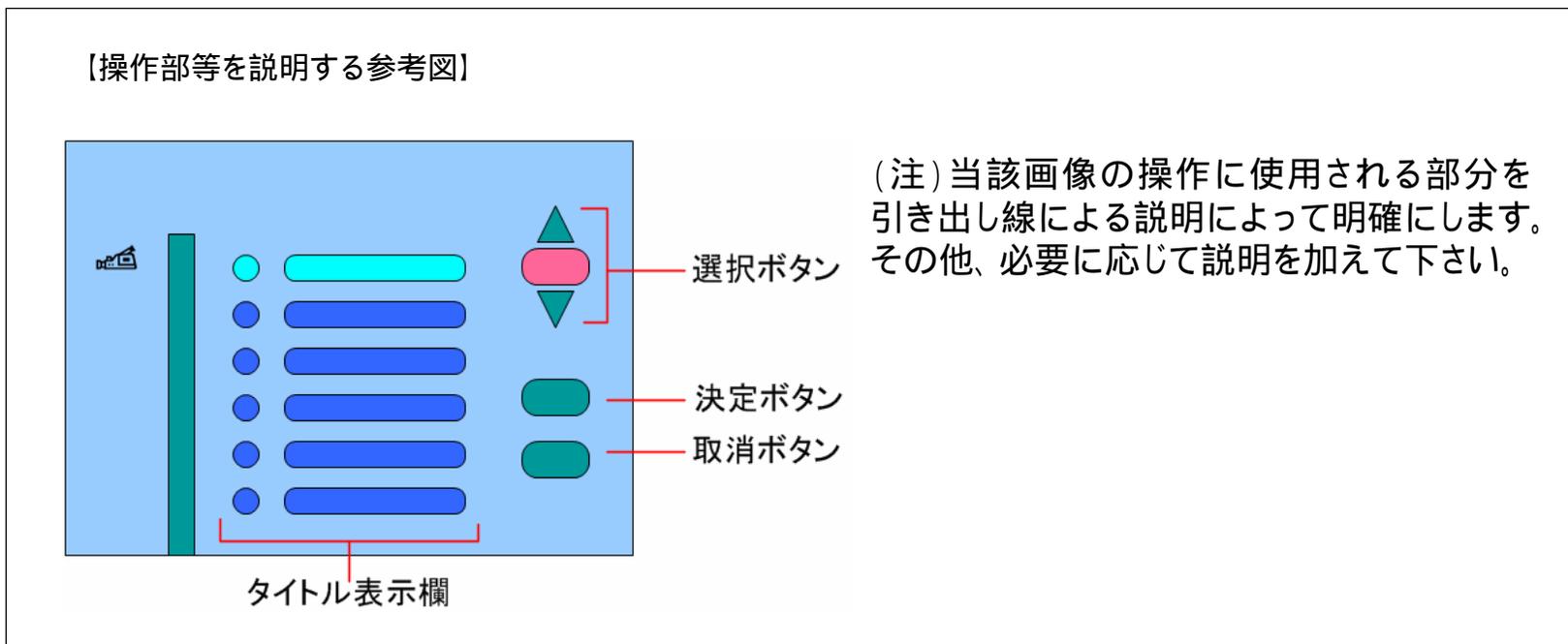
当該物品と表示機器を接続した状態で一組の図面とした場合も2つの物品を表したものと判断されます。

3. 画像を含む意匠の意匠登録出願における 願書・図面の記載

参考図

【意匠に係る物品の説明】の欄等、願書の記載だけでは意匠を十分に表現することができないときは、参考図を添付します。

[事例] 操作部等を説明する参考図



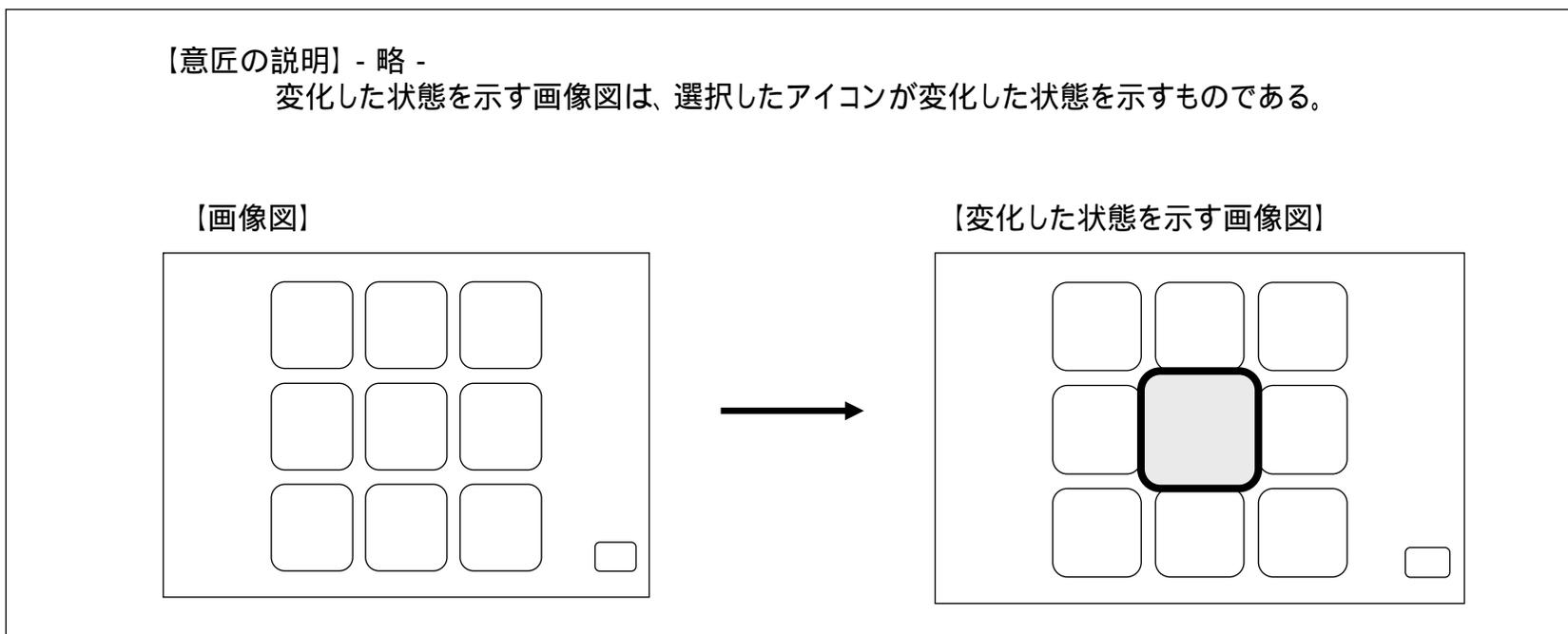
3. 画像を含む意匠の意匠登録出願における 願書・図面の記載

画像が操作によって変化する場合の記載方法

【～操作を行った状態の画像図】、【変化した状態を示す画像図】等の図の表示によって、変化した状態の形態を表す図を作成します。

(画像の変化の前後の態様に形態的な関連性が認められれば一意匠として取り扱います)

[事例] 形態的な関連性が認められる例



4. 願書及び図面の記載に関する 具体的な事例

(1) 部分意匠として画像を含む意匠を出願する場合

当該物品自体が有する表示部に表示される場合

～ 中略 ～

【部分意匠】

【意匠に係る物品】 携帯電話機

～ 中略 ～

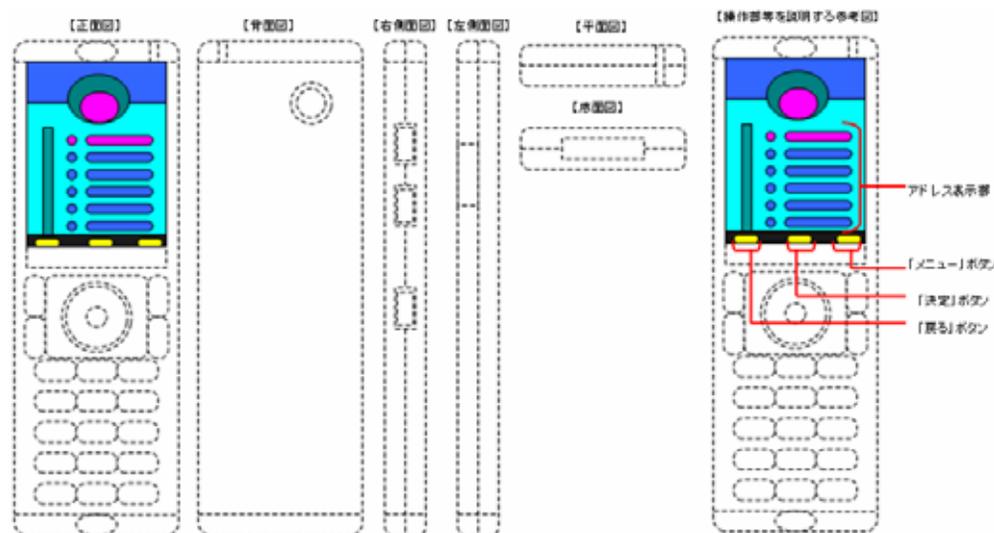
【意匠に係る物品の説明】

正面図中の表示部に表された画像は、**通話機能を発揮できる状態にするための画像**であって、アドレス帳から任意のグループを選択する**操作を行うもの**である。画面右寄りの横長長方形部にグループ名が表示され、それらを選択して操作を行う。

【意匠の説明】

正面図中の**実線で表された部分が意匠登録を受けようとする部分**である。

【書類名】 図面



4. 願書及び図面の記載に関する 具体的な事例

(1) 部分意匠として画像を含む意匠を出願する場合

当該物品と一体として用いられる他の表示機等に表示される場合

【部分意匠】

【意匠に係る物品】 チューナー付磁気ディスク
レコーダー
～ 中略 ～

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、ハイビジョン放送を受信可能な
チューナーを有し、**受信したテレビ番組の録画、
再生を行うための磁気ディスクレコーダー**である。

**画像図に表した画像は、本物品と同時に使用
される表示機器に表示される操作用の画像を表
すものである。画像図は、録画した番組の再生を
行うための機能を発揮できる状態にするための
画像**であって、画面中央に番組が表示され、そ
の右方に配された操作ボタンによって選択、決定
等の各種操作を行うものである。

【意匠の説明】

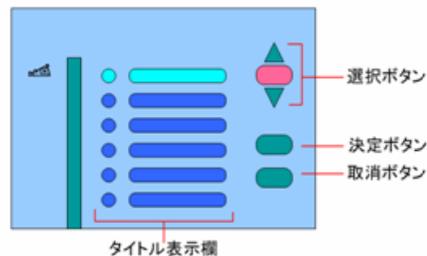
左側面図は右側面図と対称に表れるため省略し
た。**実線で表された部分が部分意匠として意匠
登録を受けようとする部分**である。

【書類名】 図面

【画像図】



【操作部等を説明する参考図】



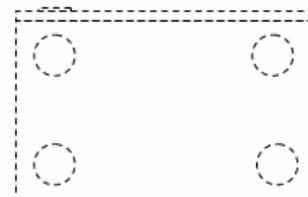
【平面図】



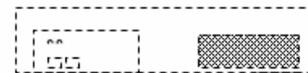
【正面図】



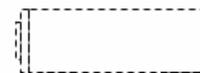
【底面図】



【背面図】



【右側面図】



4. 願書及び図面の記載に関する 具体的な事例

(2) 全体意匠として画像を含む意匠を出願する場合 当該物品自体が有する表示部に表示される場合

～ 略 ～

【意匠に係る物品】 携帯電話機

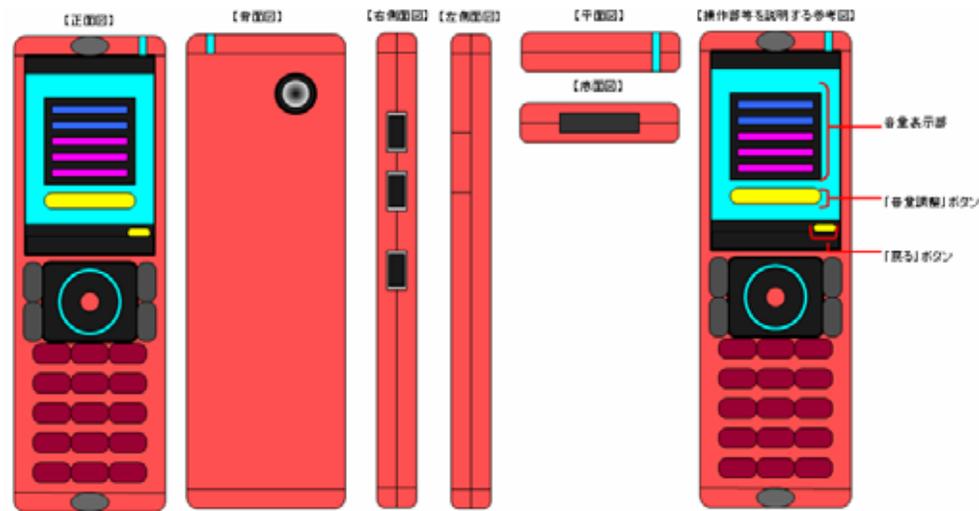
～ 中略 ～

【意匠に係る物品の説明】

正面図の表示部に表された画像は、**通話機能を発揮できる状態にするための画像**であって、下部の横長長方形部分を操作して音量の調整を行うものである。

【意匠の説明】

【書類名】 図面



4. 願書及び図面の記載に関する 具体的な事例

(2) 全体意匠として画像を含む意匠を出願する場合

当該物品と一体として用いられる他の表示機等に表示される場合

～略～

【意匠に係る物品】 チューナー付磁気ディスク
レコーダー

～ 中略 ～

【意匠に係る物品の説明】

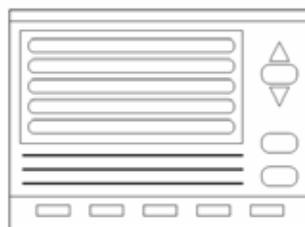
本物品は、ハイビジョン放送を受信可能な
チューナーを有し、受信したテレビ番組の録画、
再生を行うための磁気ディスクレコーダーである。
**画像図に表した画像は、番組の予約録画の機能を
発揮できる状態にするために行われる画像で
あって、画面左寄りの横長長方形部に番組が表
示され、その外周縁に配された操作ボタンによっ
て選択、決定等の操作を行うものである。**

【意匠の説明】

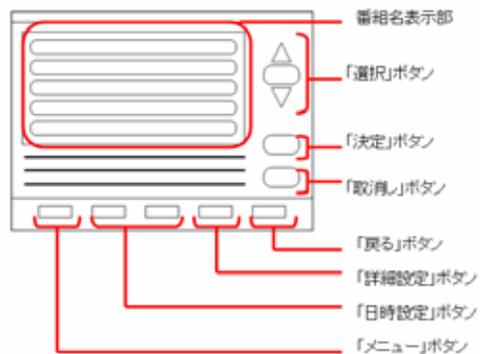
左側面図は右側面図と対称につき省略した。

【書類名】 図面

【画像図】



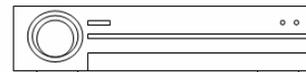
【操作部等を説明する参考図】



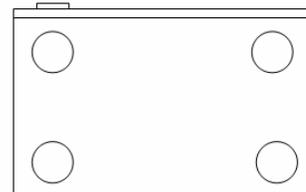
【平面図】



【正面図】



【底面図】



【背面図】



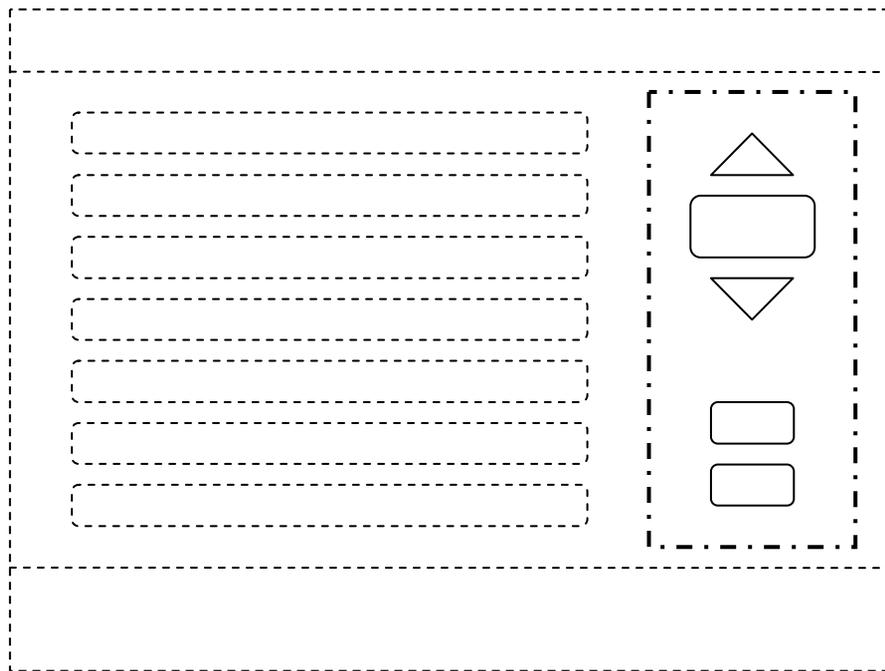
【右側面図】



4-1 画像の一部に係る部分意匠の図面の記載について

〔事例〕 画像の一部を構成する操作ボタン部の領域を意匠登録を受けようとする部分とした記載例

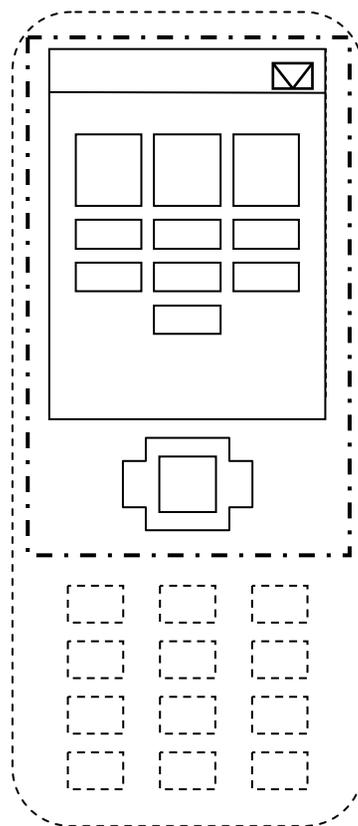
【画像図】



4-1 画像の一部に係る部分意匠の図面の記載について

[事例] 画像及びファンクションキー部の領域を意匠登録を受けようとする部分とした記載例

【画像図】



5. 画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければなりません。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること
- (2) 新規性を有すること
- (3) 創作非容易性を有すること
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

5 - 1 工業上利用できる意匠

- (1) 意匠を構成するものであること
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

5 - 1 - 1 意匠を構成するものであること

全体意匠の場合は、以下の(1)から(4)の要件を満たしていなければなりません。
また、部分意匠である場合は、以下の(1)から(6)の要件を満たしていなければなりません。

- (1) 物品と認められるものであること
- (2) 物品自体の形態であること
- (3) 視覚に訴えるものであること
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること
- (5) 一定の範囲を占める部分であること
- (6) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること

5 - 1 - 1 意匠を構成するものであること

意匠を構成する画像であること

意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において定義されている画像を構成するためには以下の要件を満たしていなければなりません。

() 操作の用に供される画像であること

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいいます。

() 当該物品の機能を発揮できる状態にするための画像であること

既に機能を発揮している状態の画像でないことをいいます。

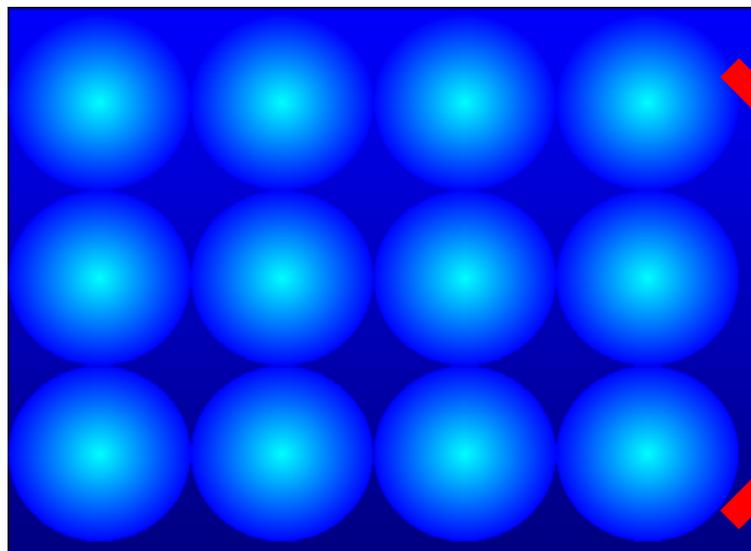
5 - 1 - 1 意匠を構成するものであること

意匠法第2条第2項に規定する画像を構成しないもの

()操作に用いられる画像でないものの例

(a) 装飾表現のみを目的とした画像

表示部の背景を装飾するための画像(いわゆる壁紙)



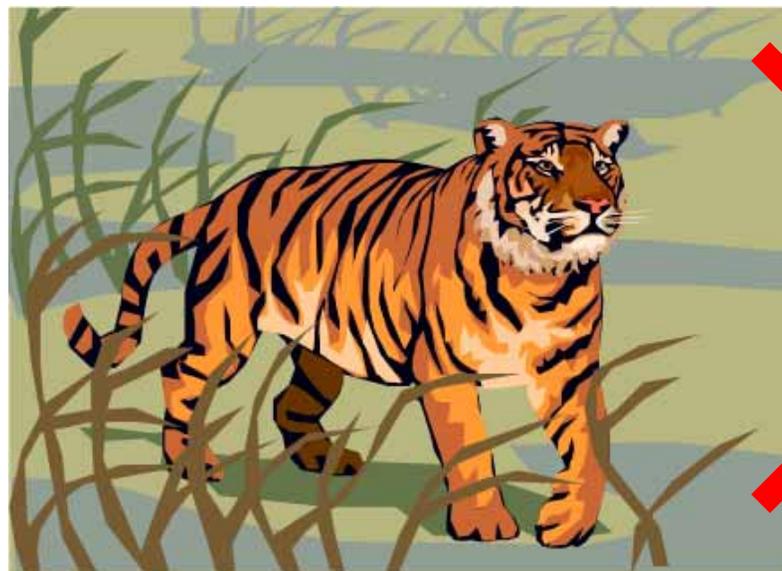
5 - 1 - 1 意匠を構成するものであること

意匠法第2条第2項に規定する画像を構成しないもの

()操作に用いられる画像でないものの例

(b) 映画等(いわゆるコンテンツ)を表した画像

映画の一場面の画像

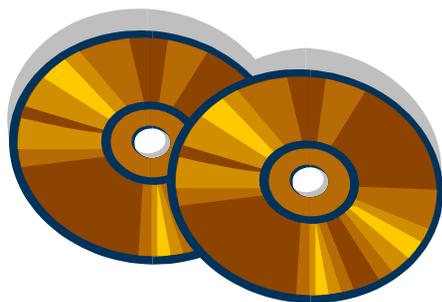


5 - 1 - 1 意匠を構成するものであること

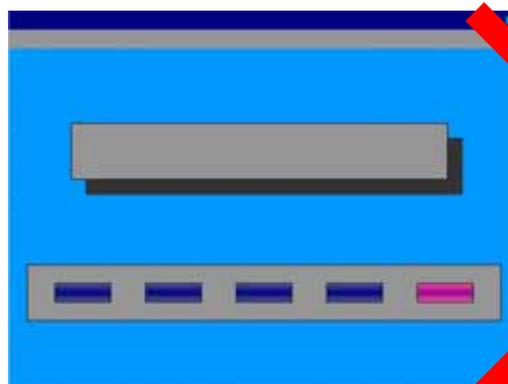
意匠法第2条第2項に規定する画像を構成しないもの

()操作に用いられる画像でないものの例

(c) 記録媒体に記録された画像



「コンパクトディスク」



コンパクトディスクに記録された画像

5 - 1 - 1 意匠を構成するものであること

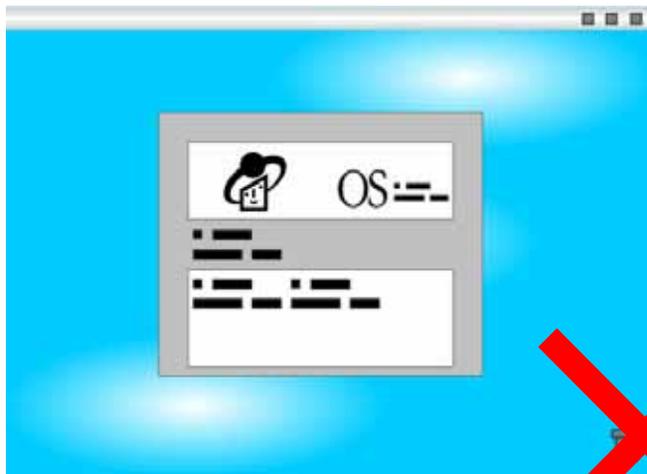
意匠法第2条第2項に規定する画像を構成しないもの

() 物品の機能を発揮できる状態にするための画像でないものの例

(a)機能を発揮している状態の画像

電子計算機により表示される画像

OSにより表示される画像



インターネットを通じて表示される画像



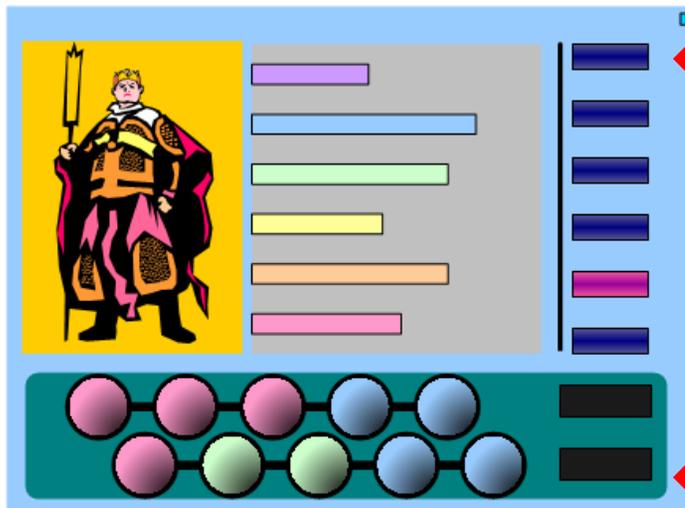
5 - 1 - 1 意匠を構成するものであること

意匠法第2条第2項に規定する画像を構成しないもの

() 物品の機能を発揮できる状態にするための画像でないものの例

(a)機能を発揮している状態の画像

ゲーム機により表示される画像



5 - 1 - 2 意匠が具体的なものであること

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から、以下の(1)から(4)についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければなりません。

- (1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品
- (2) 画像の用途及び機能
- (3) 部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を画像とする場合、画像が物品に占める位置、大きさ、範囲
- (4) 画像を含む意匠の形態

5 - 1 - 2 意匠が具体的なものであること

意匠が具体的なものと認められない場合の例

- (a) 意匠に係る物品又は画像の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- (b) 画像全体の形態が表されていない場合
- (c) 意匠に係る物品全体の形態が表されていない場合(画像のみしか表されていない場合)
- (d) 画像を含む、意匠に係る物品の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合(部分意匠の場合)
- (e) 画像が物品の表示部に表示されるものか、当該物品と一体として用いられる物品の表示部に表示されるものか明らかでない場合

5 - 1 - 3 工業上利用することができるものであること

画像を含む意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなければなりません。

5 - 2 画像を含む意匠の新規性

意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、当該画像を含む意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行います。

5-2-1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断

画像を含む意匠についても、意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じません。

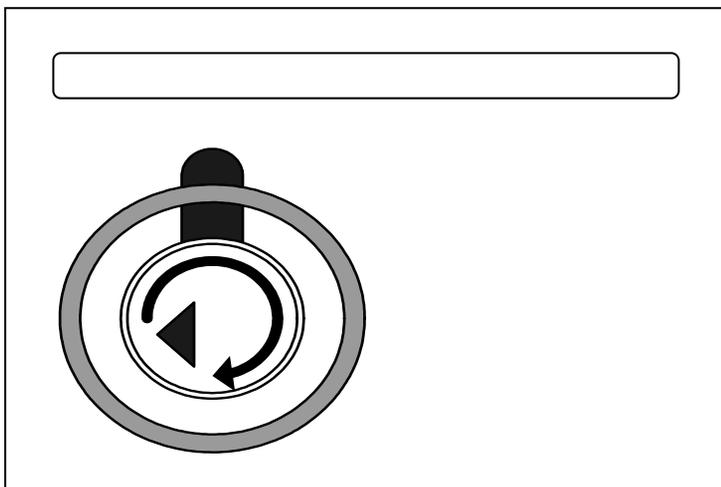
画像を含む意匠の類否判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われます。

5-2-1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断

(1) 類似すると認められる例

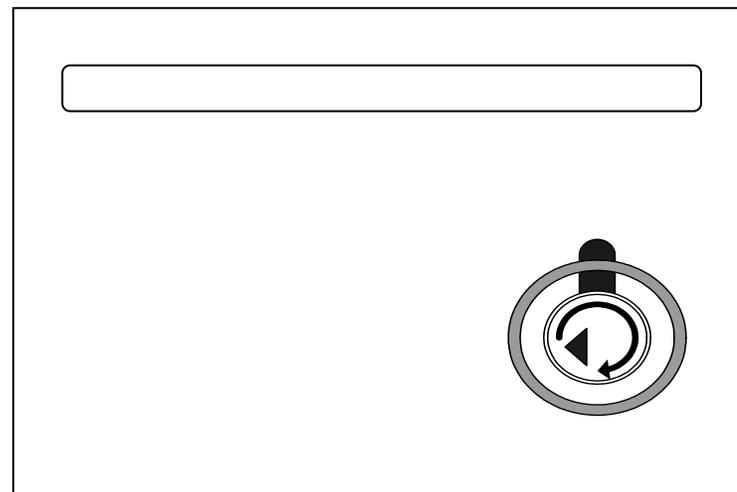
[事例1]

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(映像編集機能を発揮するための画像)

【画像図】



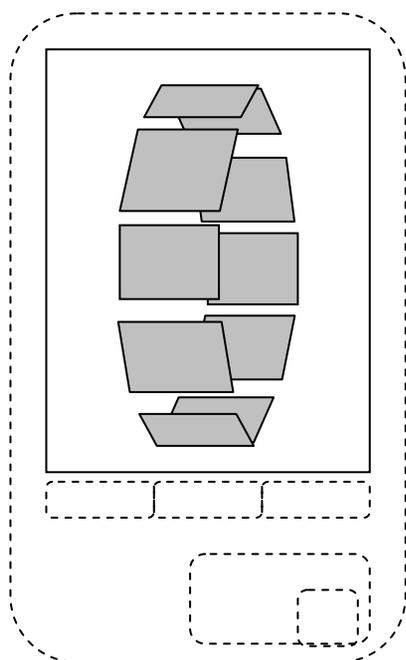
「デジタルビデオディスクレコーダー」
(映像編集機能を発揮するための画像)

5-2-1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断

(1) 類似すると認められる例

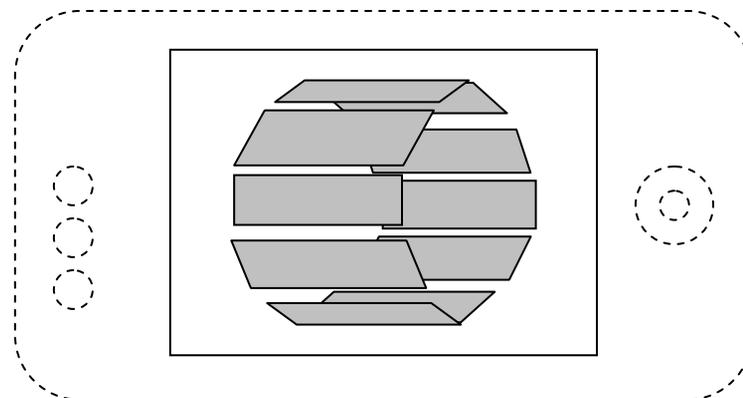
[事例2]

【正面図】



「携帯用ビデオプレーヤー」
(映像を選択するための画像)

【正面図】



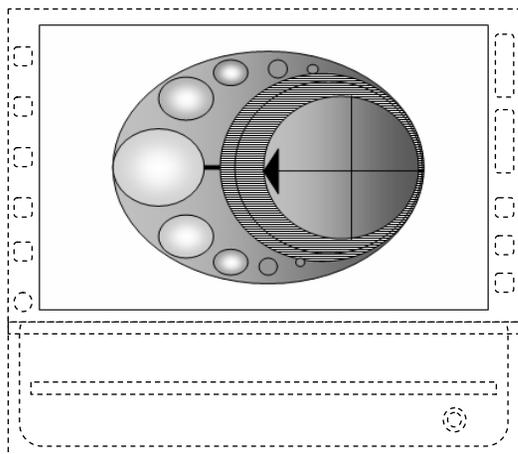
「携帯用ビデオプレーヤー」
(映像を選択するための画像)

5-2-1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断

(1) 類似すると認められる例

[事例3]

【正面図】

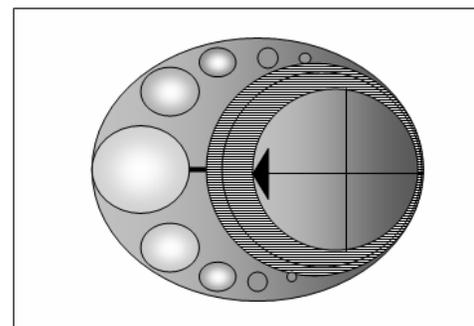


「車載用経路誘導機」

当該物品自体が有する表示部に
表示される画像

意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・
範囲に特段の特徴が認められない

【画像図】



【正面図】



「車載用経路誘導機」

当該物品と一体として用いられる
他の表示機器に表示される画像

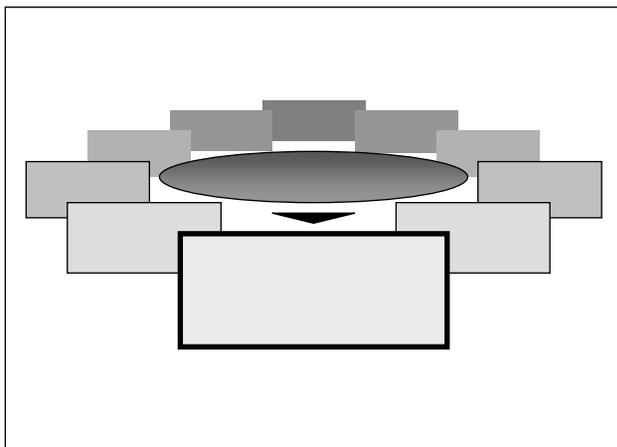
意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・
範囲の評価をしない

5-2-1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断

(1) 類似すると認められる例

[事例4]

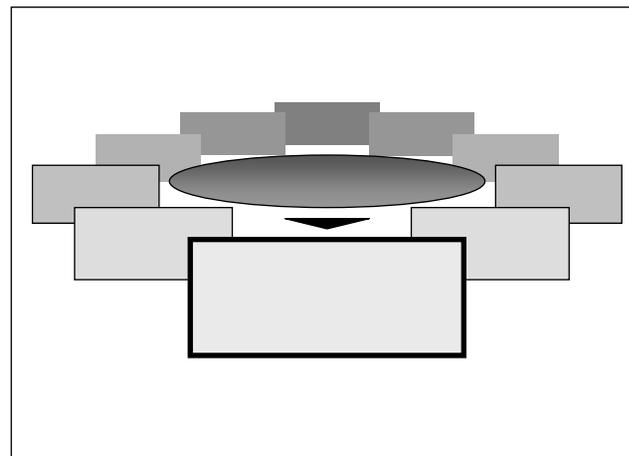
【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

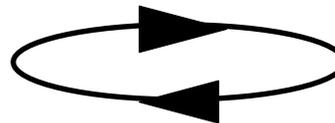
静止画像

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像ための画像)

操作によって変化する画像

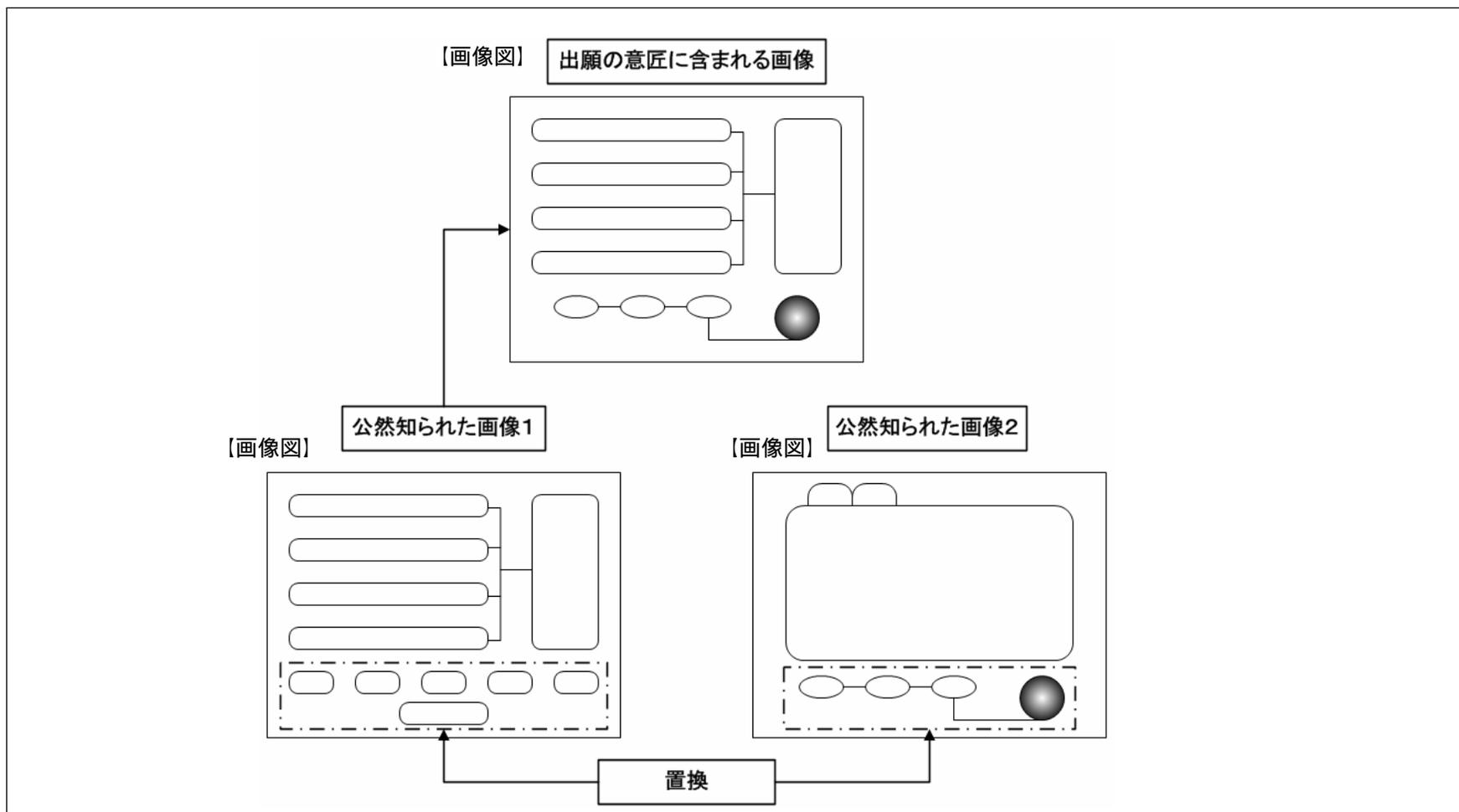


中央の長円形部の周囲の矩形部が時計回りに回転する変化をする画像。

5-3 画像を含む意匠の創作非容易性

容易に創作することができる意匠と認められるものの例

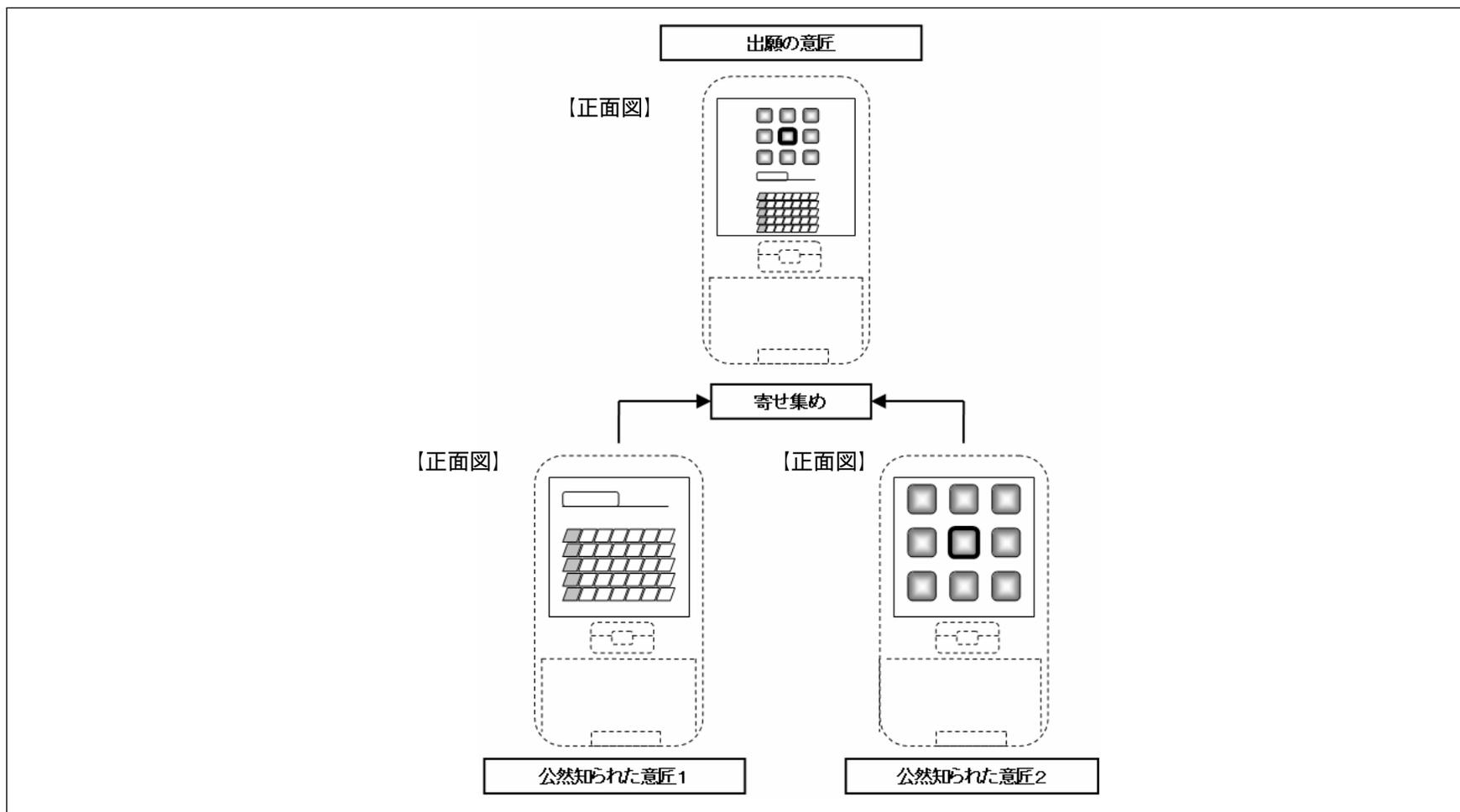
(1) 置換の意匠



5-3 画像を含む意匠の創作非容易性

容易に創作することができる意匠と認められるものの例

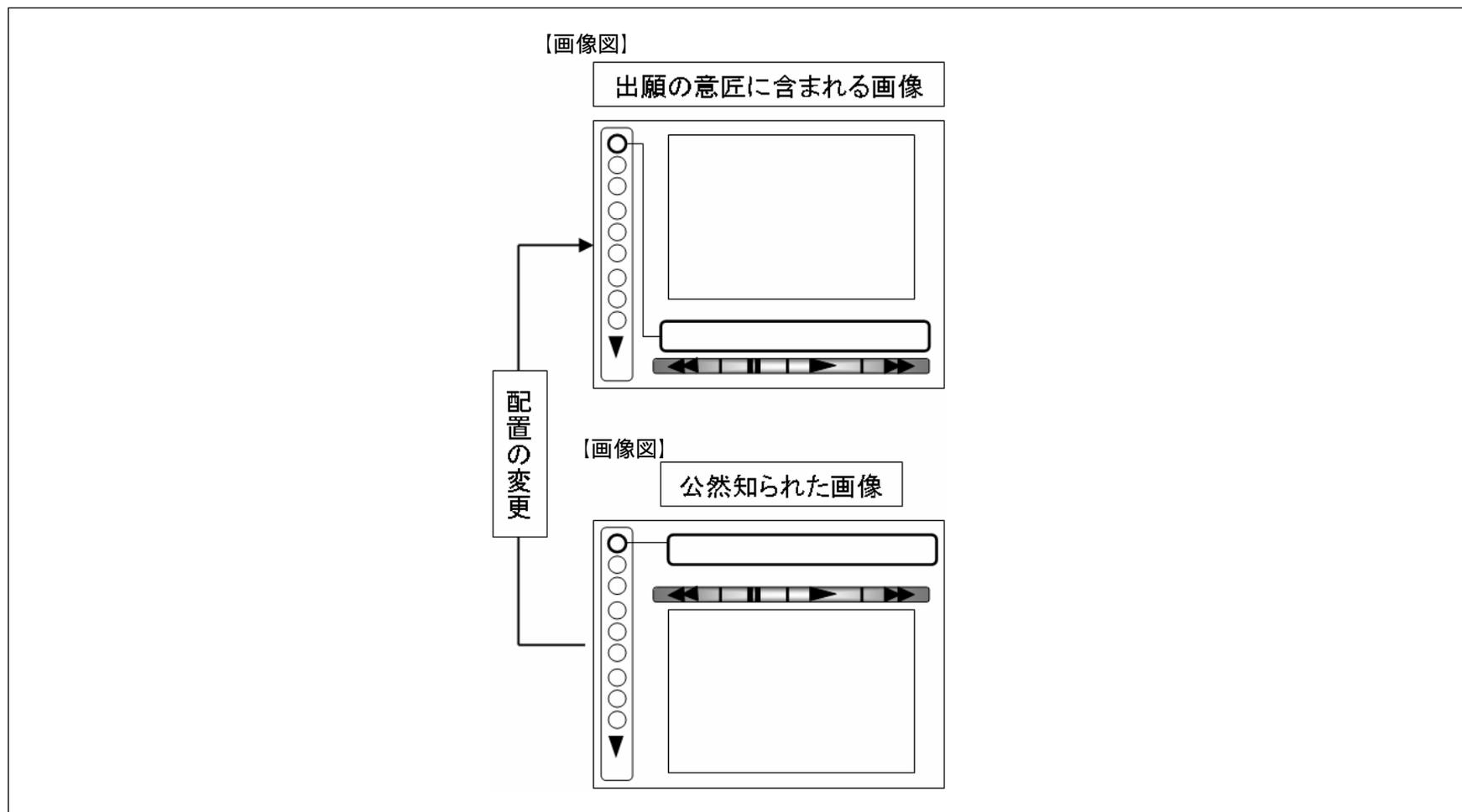
(2) 寄せ集めの意匠



5-3 画像を含む意匠の創作非容易性

容易に創作することができる意匠と認められるものの例

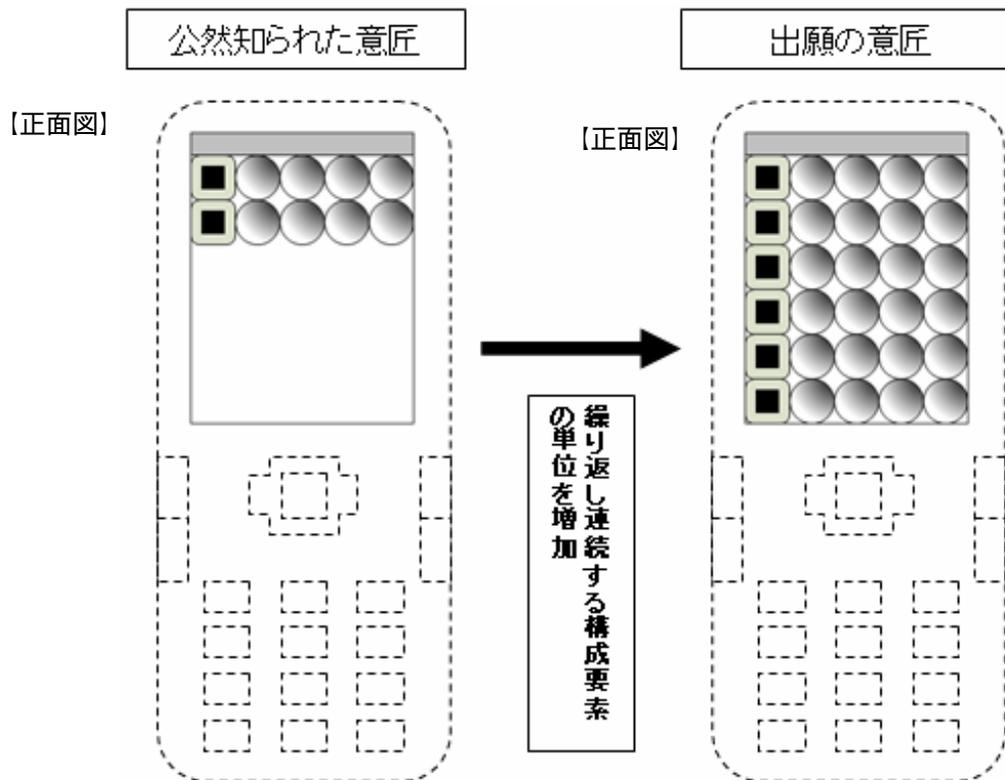
(3) 配置の変更による意匠



5-3 画像を含む意匠の創作非容易性

容易に創作することができる意匠と認められるものの例

(4) 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠



5-3 画像を含む意匠の創作非容易性

容易に創作することができる意匠と認められるものの例

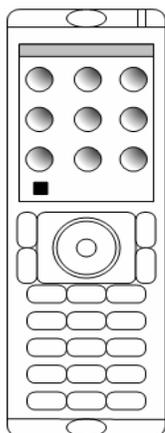
(5) 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

[事例1]

公然知られた模様



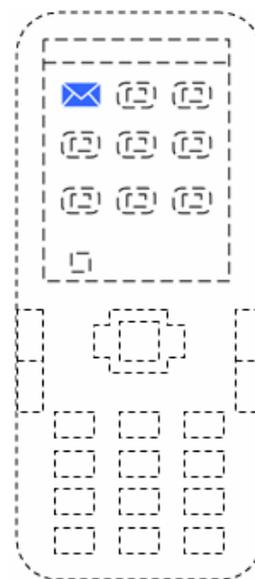
ありふれた構成配置の
画像の例



ほとんどその
まま表した
に過ぎない

出願の意匠

【正面図】



5-3 画像を含む意匠の創作非容易性

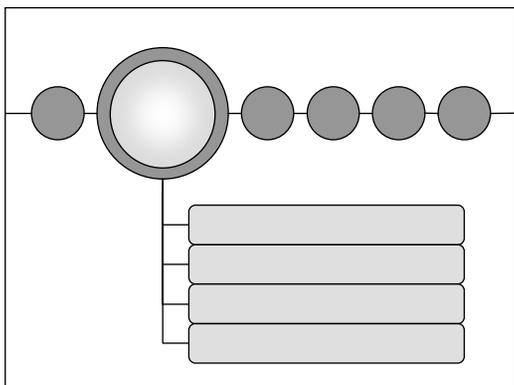
容易に創作することができる意匠と認められるものの例

(5) 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

[事例2]

公然知られた画像

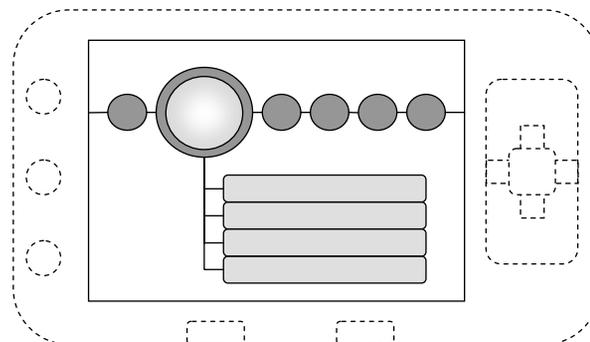
【画像図】



「ゲーム機」
(機器自体の各種設定の選択を行うための画像)

出願の意匠

【正面図】



「携帯用ビデオプレーヤー」
(各種設定の選択を行うための画像)

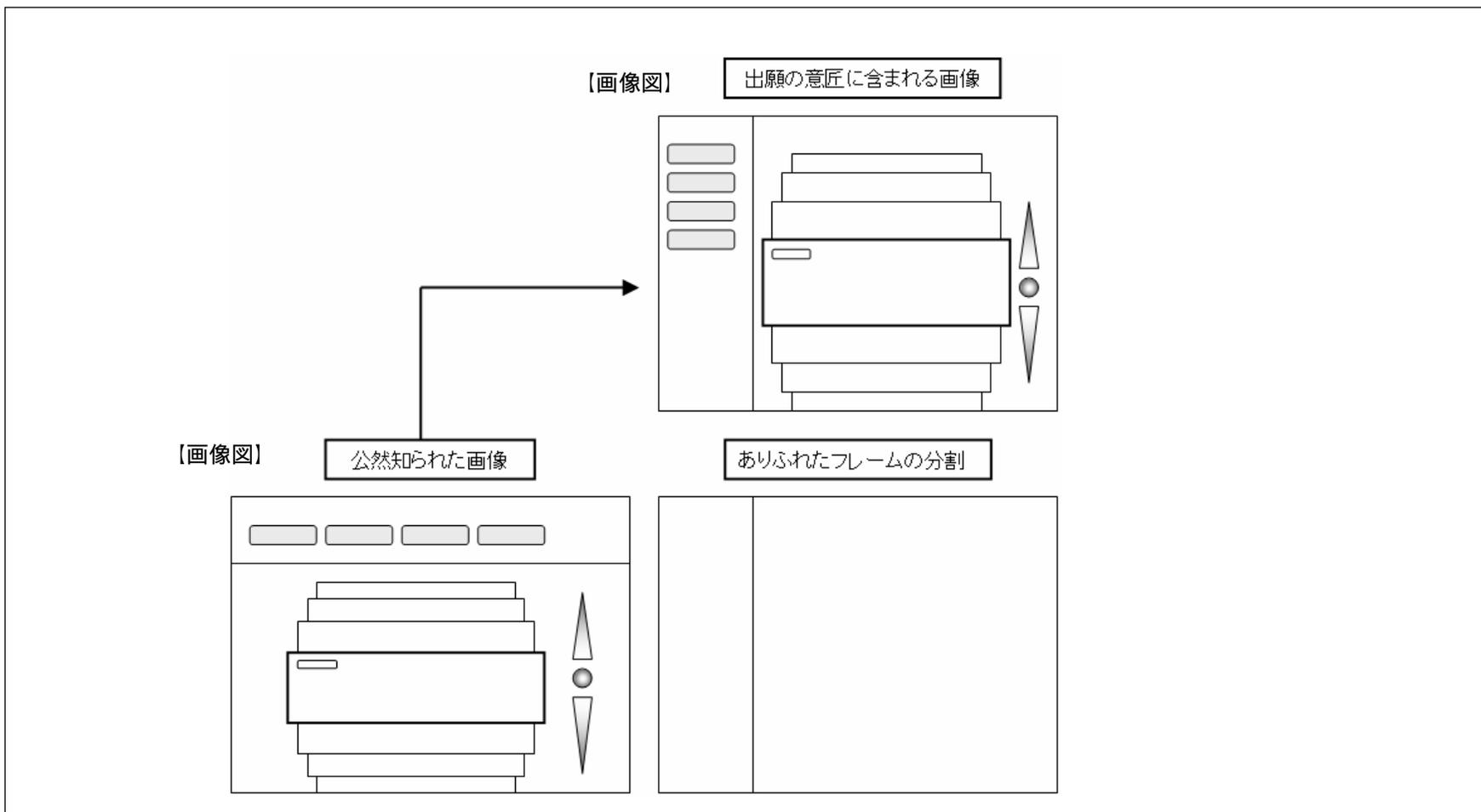


ほとんどそのまま
表したにすぎない

5-3 画像を含む意匠の創作非容易性

容易に創作することができる意匠と認められるものの例

(5) フレームの分割態様を変更したにすぎない意匠

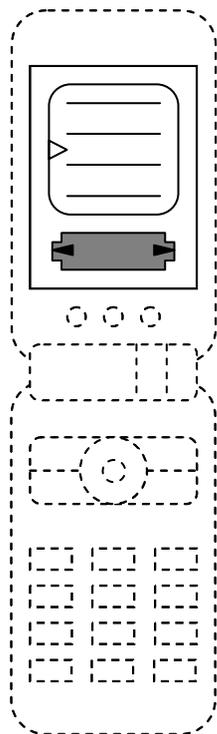


5-4 画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠

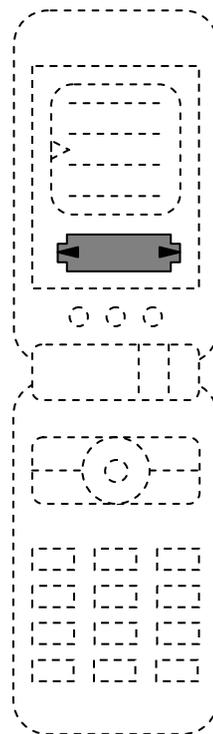
(1) 意匠法第3条の2が適用される事例

[事例1]

先願に係る意匠として開示された
意匠



出願の意匠



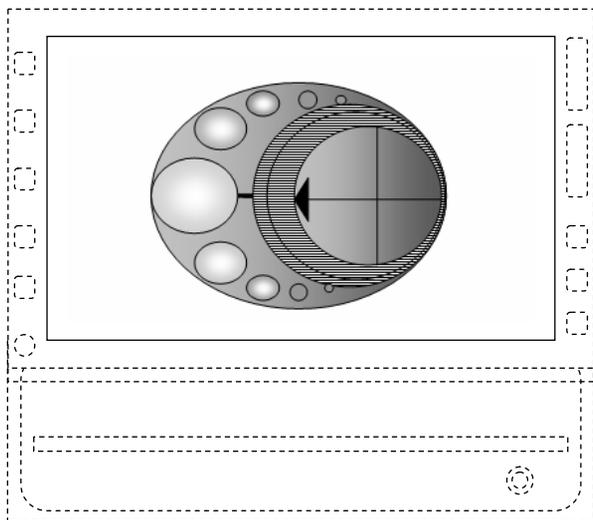
5-4 画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠

(1) 意匠法第3条の2が適用される事例

[事例2]

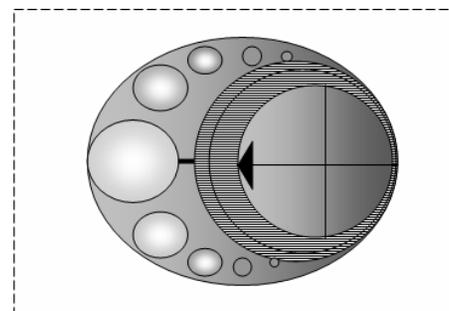
先願に係る意匠として開示された意匠

【正面図】



出願の意匠

【画像図】



【正面図】



6 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する 一意匠一出願

画像を含む意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を満たさなければなりません。

判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われます。

6 - 1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

(1) 物品の区分によらない願書の【意匠に係る物品】の欄の記載の例

画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の【意匠に係る物品】の欄に、物品の区分の後に「の画像」、「の画面」等の語を付したもの

(例えば、**ビデオディスクレコーダーの画像**)

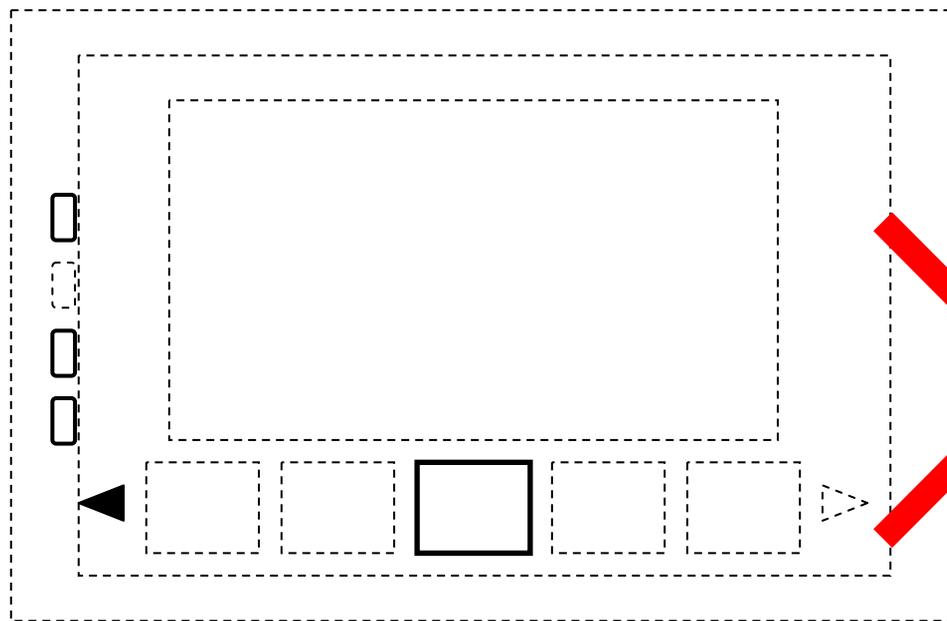
の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められません。

6 - 1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

(2) 意匠ごとに出願されていないものの例

[事例]

【画像図】



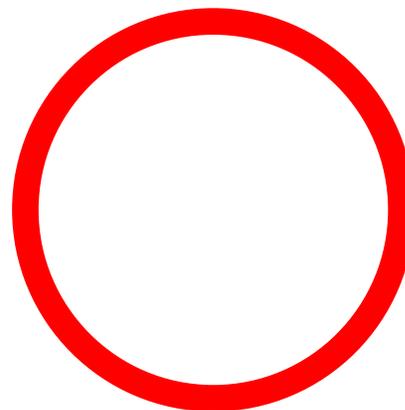
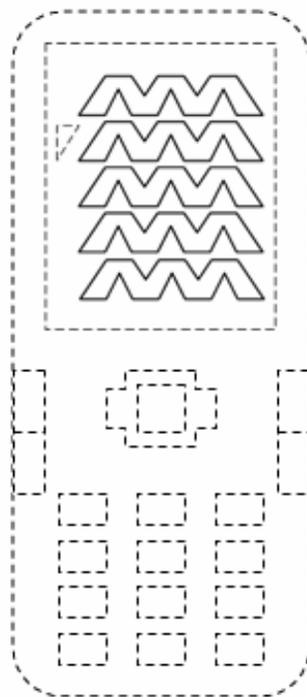
6 - 1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

(3) 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものの取扱い

形態的な一体性が認められる場合

[事例]

【正面図】



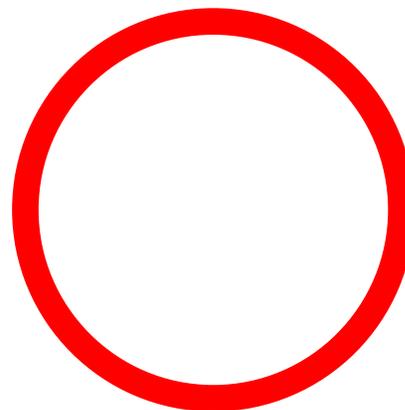
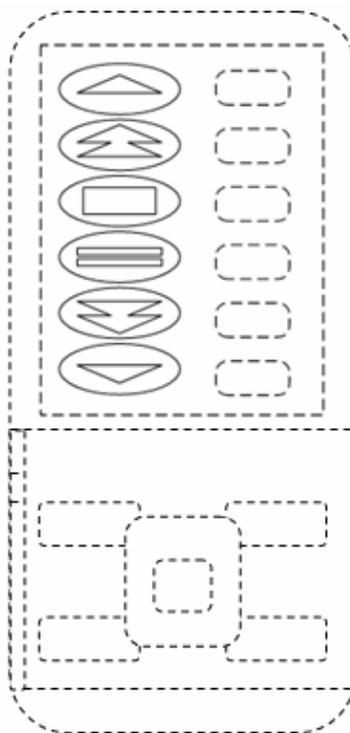
6 - 1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

(3) 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものの取扱い

機能的な一体性が認められる場合

[事例]

【正面図】



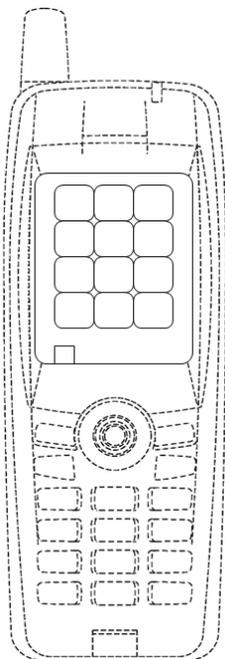
6 - 1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

(4) 操作によって変化する画像の取扱い

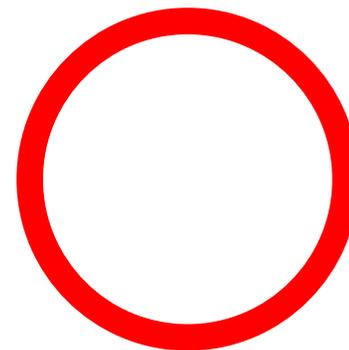
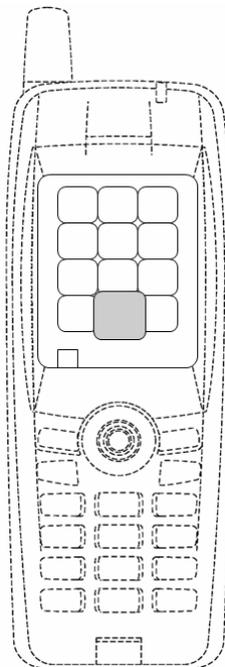
変化の態様に形態的な関連性が認められる例

[事例]

【正面図】



【変化した状態を示す正面図】



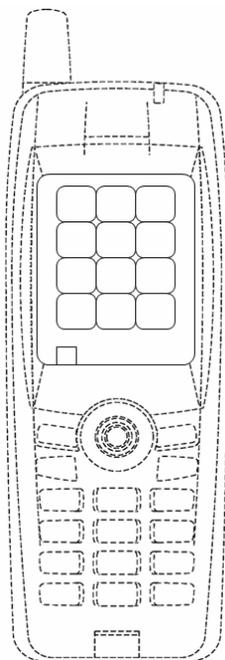
6 - 1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

(4) 操作によって変化する画像の取扱い

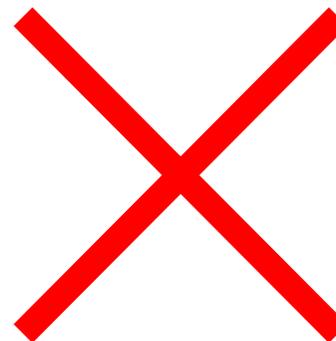
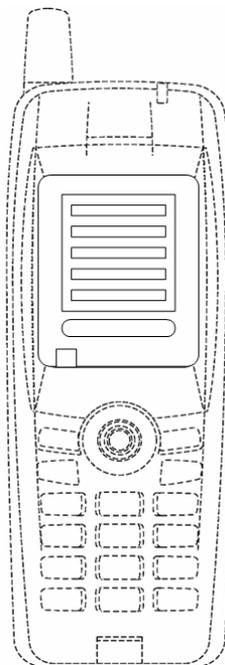
変化の態様に形態的な関連性が認められない例

[事例]

【正面図】



【変化した状態を示す正面図】



7. その他、従来の審査基準に準じて運用される規定

- (1) 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外
- (2) 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定
- (3) 画像を含む組物の意匠
- (4) 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10の規定
- (5) 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更
- (6) 画像を含む意匠に関する分割
- (7) 特許出願又は実用新案登録出願から意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠登録出願への出願の変更
- (8) パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願

第2部

改正意匠法第3条の2の審査運用について

第2部

改正意匠法第3条の2の審査運用について

< 関連条文 > (下線部が改正部分です。)

(意匠登録の要件)

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの(以下この条において「先の意匠登録出願」という。)の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。)の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

1. 改正の趣旨

(1) 従来の規定

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠が何ら新しい意匠の創作と認められない場合に意匠登録を受けることができない旨規定したものです。

(2) 改正の背景

先願意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠は出願人の異同にかかわらず、新しい意匠の創作と認めることはできないとして、意匠法第3条の2の規定に基づいて拒絶されていたため、開発実態に沿ったものとなっておらず、自己の製品デザインに係る部品や部分意匠が十分に保護されていないとの指摘がありました。

(3) 改正の概要

意匠法第3条の2の条文に、ただし書を加え、先願の出願人と同一の出願人による意匠登録出願が、先願の意匠登録に係る意匠公報の発行の日前までに出版された場合には、この規定による拒絶の理由にはあたらないとしました。

2. 改正法の審査運用について

(1) 意匠法第3条の2ただし書の規定の適用の判断

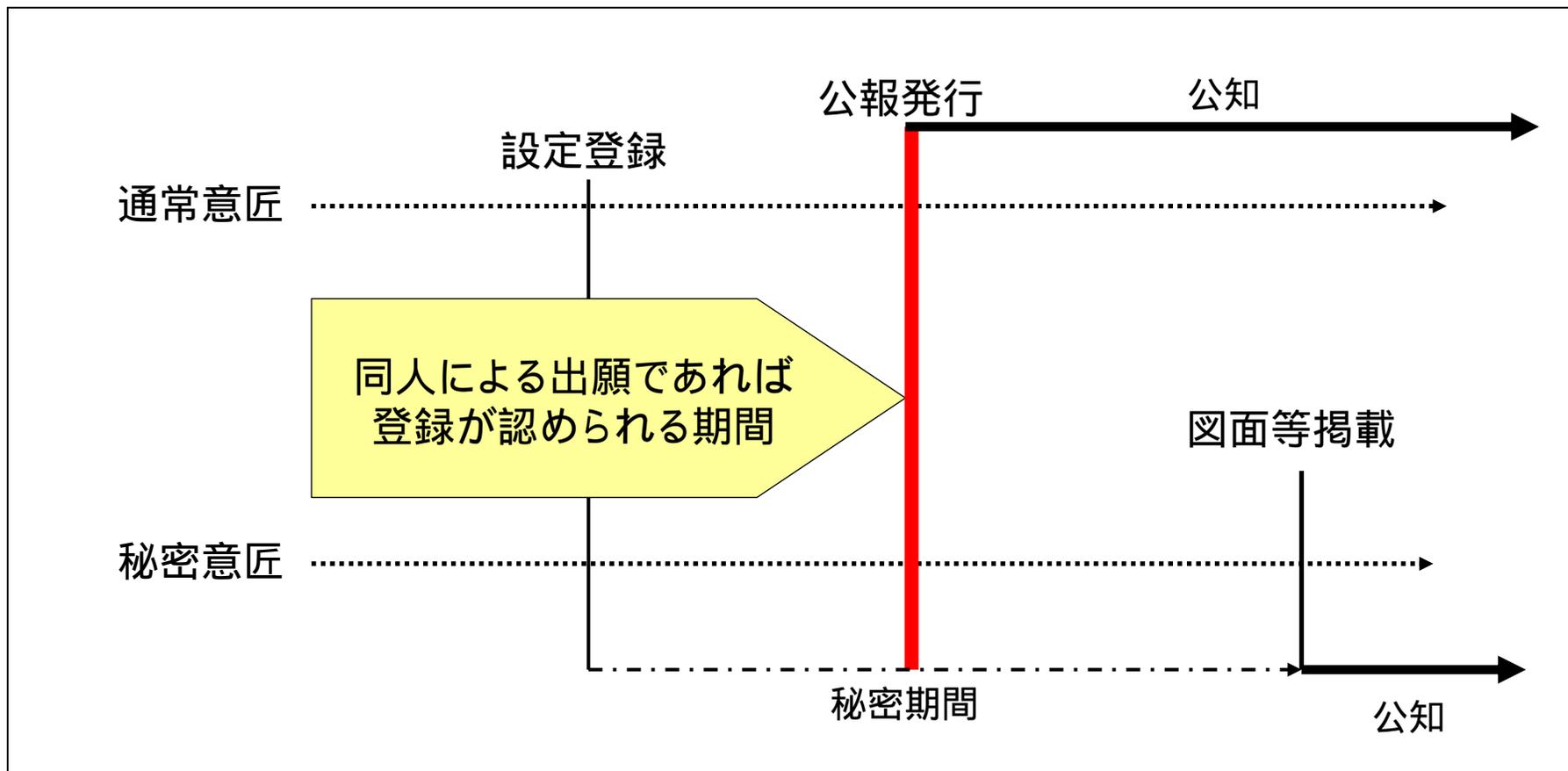
意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが
同一の者であること

先願の意匠公報発行の日前の意匠登録出願であること

(2) 意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件

2. 改正法の審査運用について

【先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の出願可能期間】



3. 経過措置

- (1) 改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠の一部と同一又は類似の意匠についてされた改正法施行後の意匠登録出願に対する改正法の適用
- (2) 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願に対する改正法の適用
- (3) パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対する改正法の適用

第3部

改正意匠法第10条(関連意匠)の審査運用について

第3部

改正意匠法第10条(関連意匠)の審査運用について

< 関連条文 > (下線部が改正部分です。)

(関連意匠)

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠(以下「本意匠」という。)に類似する意匠(以下「関連意匠」という。)については、当該関連意匠の意匠登録出願の日(第十五条において準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。)がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。)の発行の日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

3 第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。

4 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

第3部

改正意匠法第10条(関連意匠)の審査運用について

< 関連条文 > (下線部が改正部分です。)

(存続期間)

第二十一条 意匠権(関連意匠の意匠権を除く。)の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

(関連意匠の意匠権の移転)

第二十二条 本意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

2 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

(専用実施権)

第二十七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

3 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

4 特許法第七十七条第三項から第五項まで(移転等)、第九十七条第二項(放棄)並びに第九十八条第一項第二号及び第二項(登録の効果)の規定は、専用実施権に準用する。

1. 改正の趣旨

(1) 従来の規定

同時期に創作されたバリエーションの意匠については、同日に同一出願人から出願された場合に限り、(～中略～)関連意匠としてこれを保護し、各々の意匠について権利行使することが可能となっていました。

(2) 改正の背景

従来 of 制度は、市場投入が予測されるデザイン・バリエーションの全てについての図面等を出願時に準備しなければならず、当初の実施商品に係る意匠から先行して出願するなどの柔軟な出願方法に対応できないといった指摘がありました。

(3) 改正の概要

同日出願のみ認められていた関連意匠について、本意匠の公報発行の日前までの間に 出願された場合は関連意匠の登録を認めるよう 時期的制限を緩和しました。

2. 改正法の審査運用について

(1) 関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠

本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること

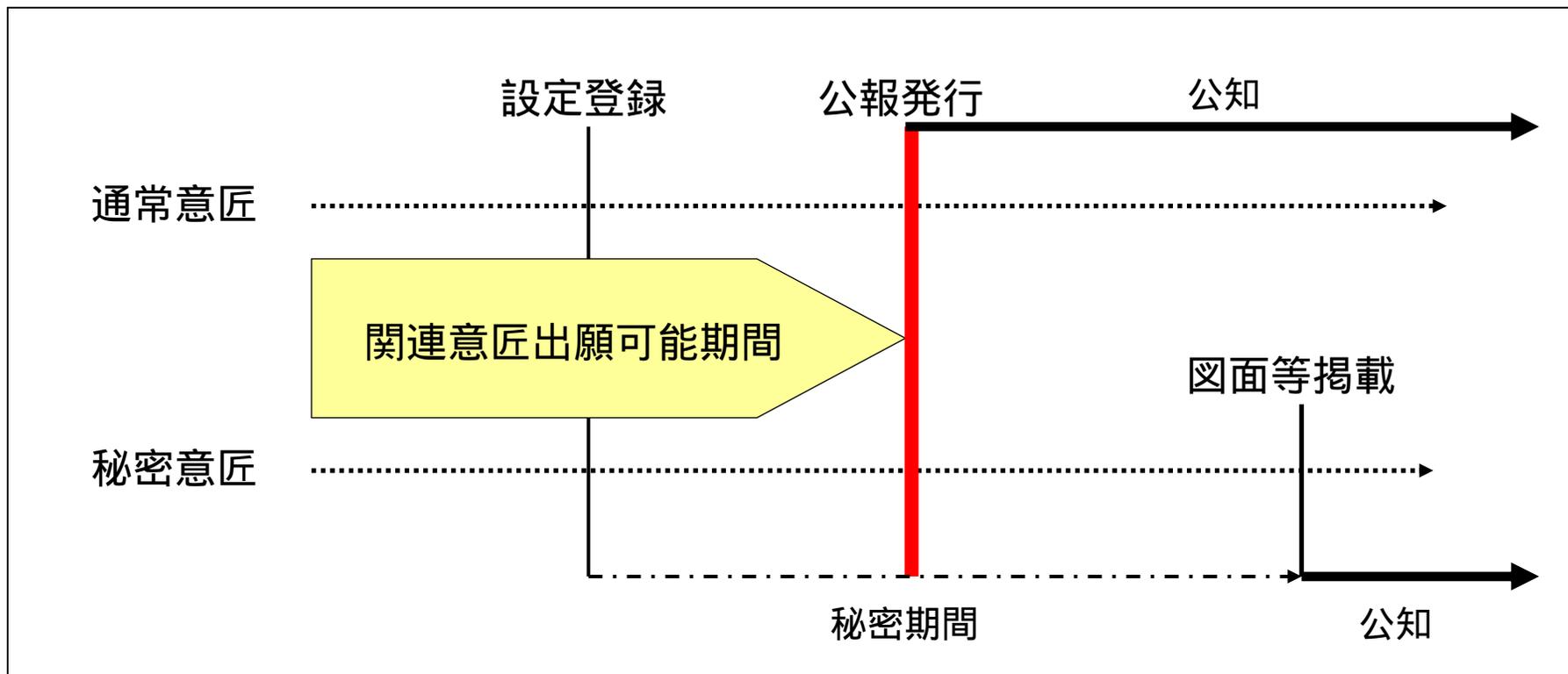
本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること

本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であること

(2) 同人による後日の類似する意匠登録出願の取り扱い

2. 改正法の審査運用について

【関連意匠の出願可能時期】



2. 改正法の審査運用について

- (3) パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日
- (4) 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合の取扱い
- (5) 関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い
- (6) 本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い

3. 経過措置

- (1) 改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする、改正法施行後の関連意匠の意匠登録出願に対する改正法の適用
- (2) 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願に対する改正法の適用
- (3) パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対する改正法の適用

4. 意匠法第9条(先願)の取扱い

意匠法第10条(関連意匠)の改正に伴い、意匠法第9条(先願)の審査上の取扱いに「同人による類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願」が加わります。

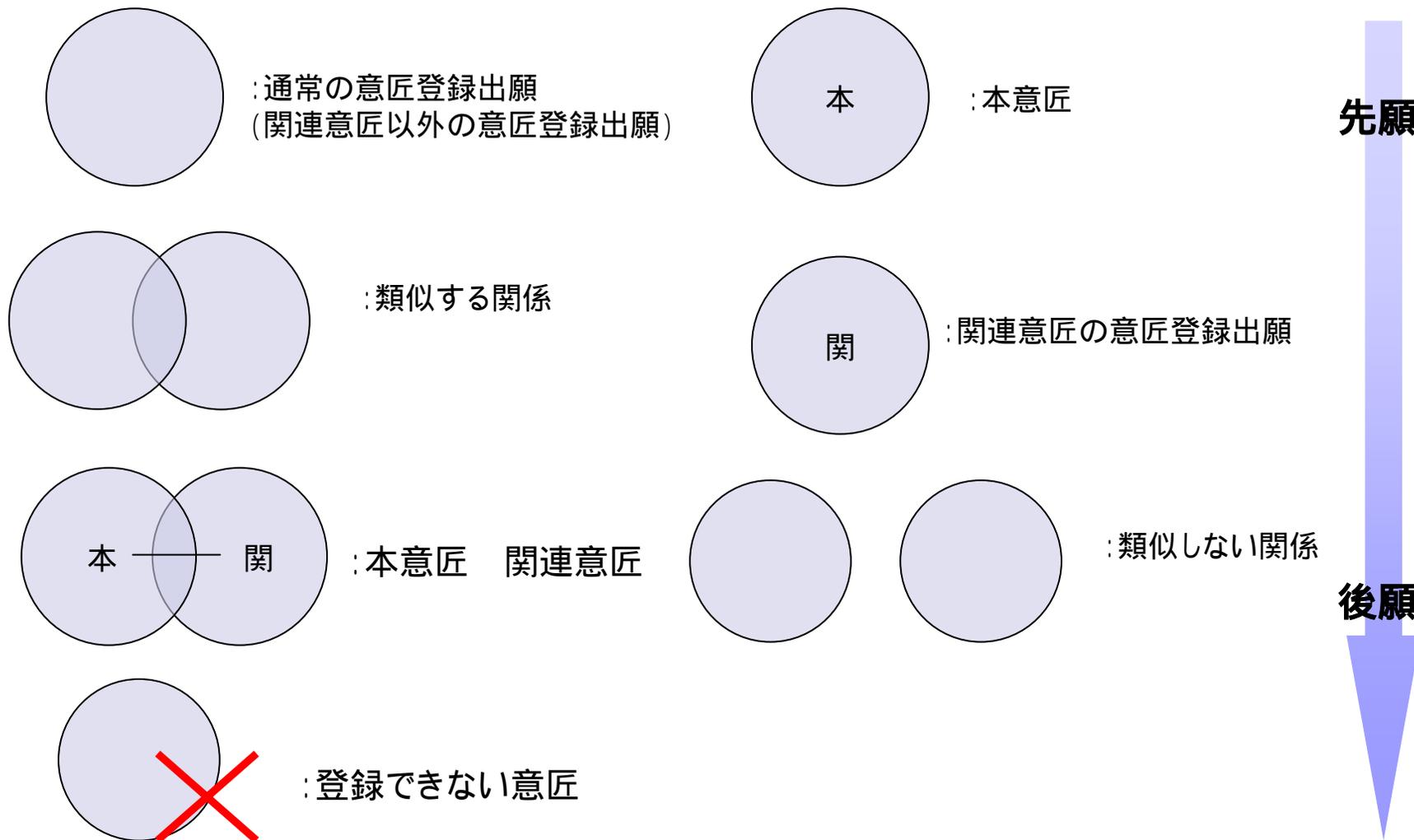
5. 同人による類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

同人による類似の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶の理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録します。

後の意匠登録出願に係る意匠については、その出願が最先の意匠登録出願に係る意匠公報(略)の発行の日前までに提出されており、最先の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠の出願である場合には登録します。

5. 同人による類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

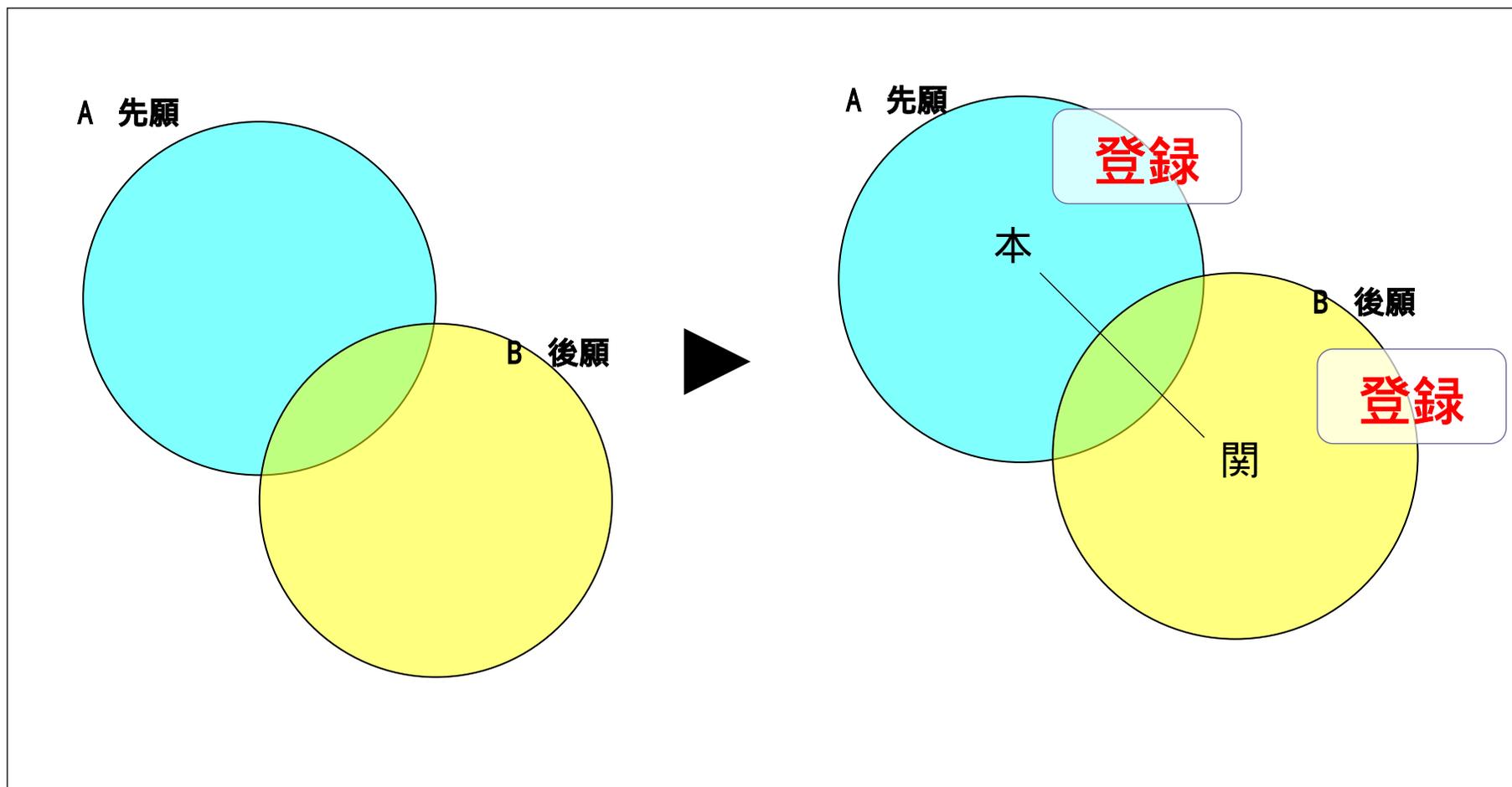
【凡例】



5. 同人による類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

(1) 後の意匠登録出願に係る意匠が先の意匠登録出願に係る一の登録出願と類似している場合

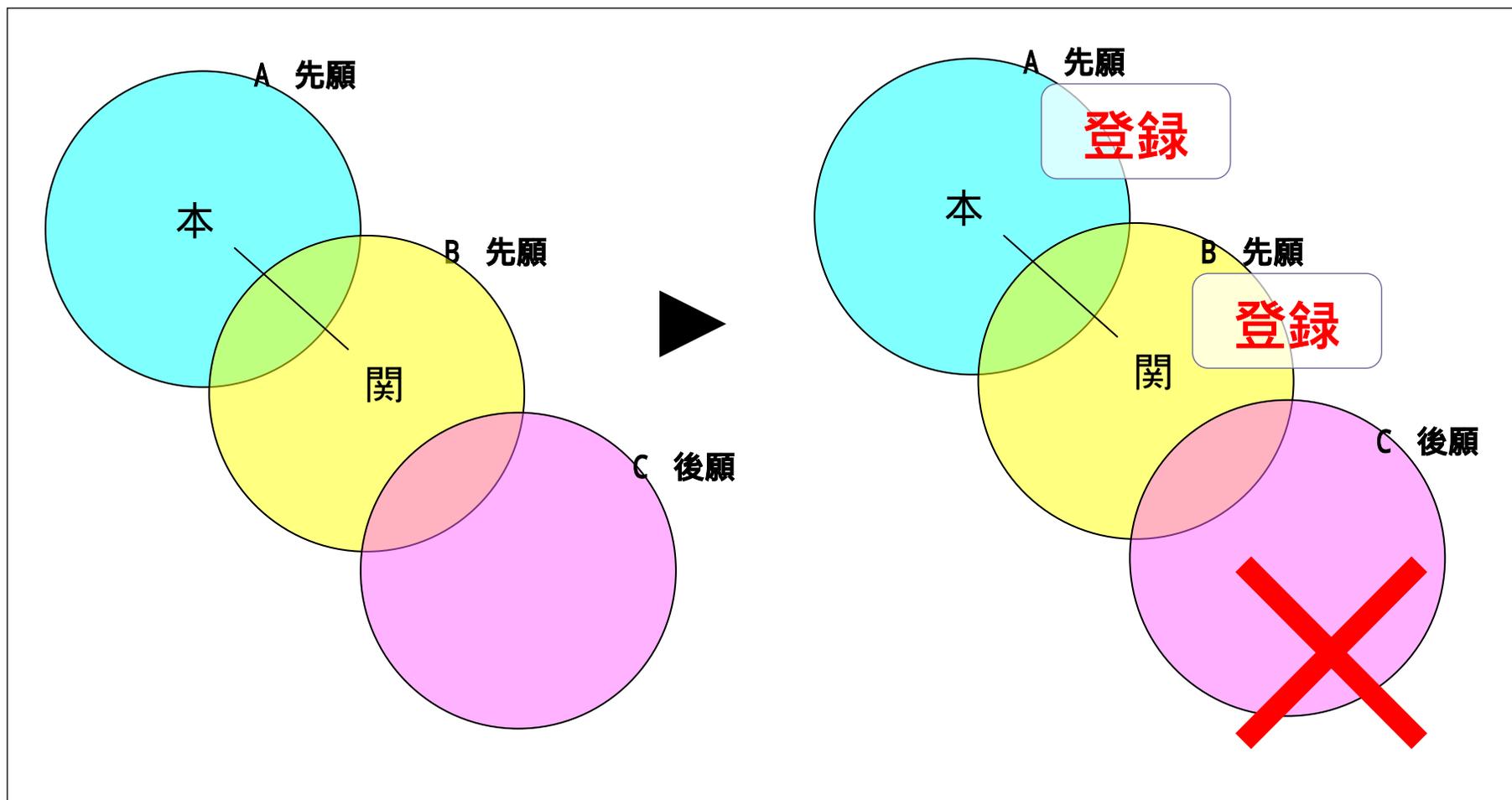
後願が関連意匠として出願されていない場合



5. 同人による類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

(1) 後の意匠登録出願に係る意匠が先の意匠登録出願に係る一の登録出願と類似している場合

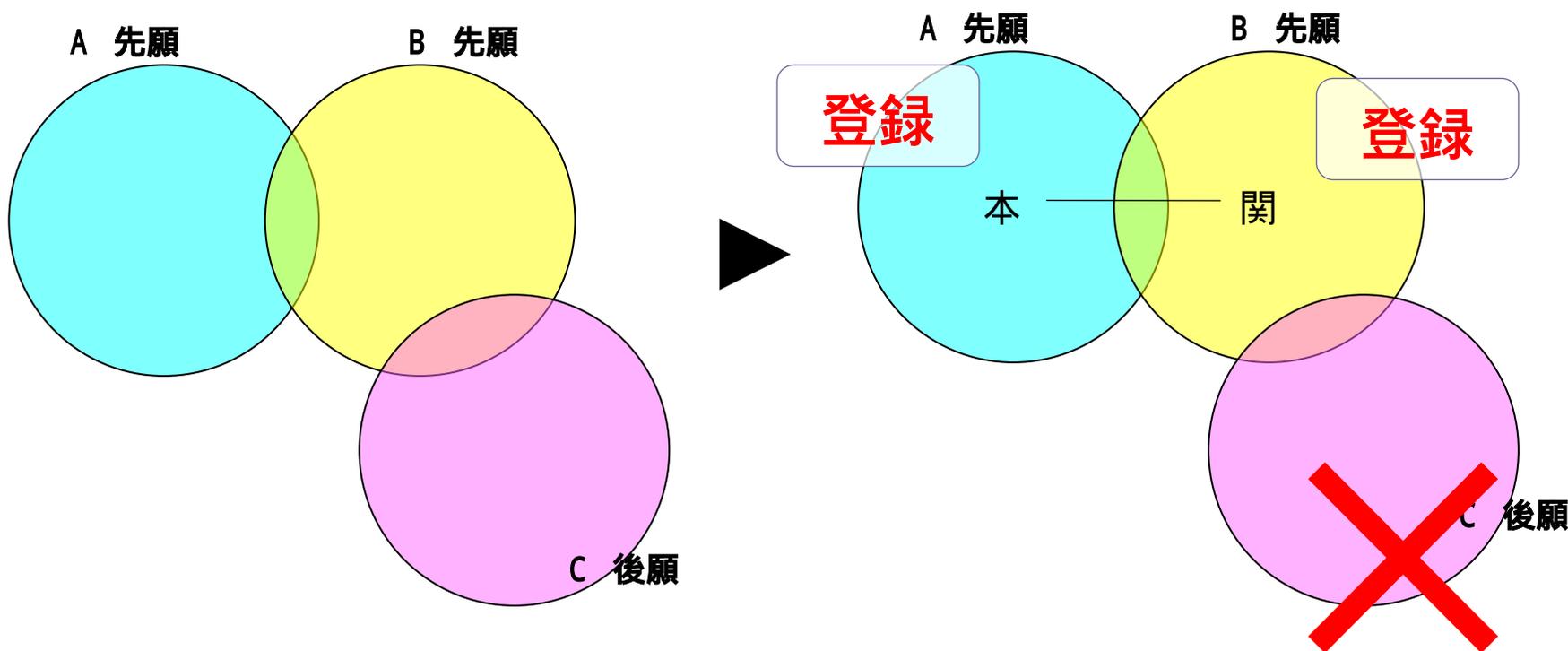
後願が先願である関連意匠にのみ類似する通常出願に係る意匠の場合



5. 同人による類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

(1) 後の意匠登録出願に係る意匠が先の意匠登録出願に係る一の登録出願と類似している場合

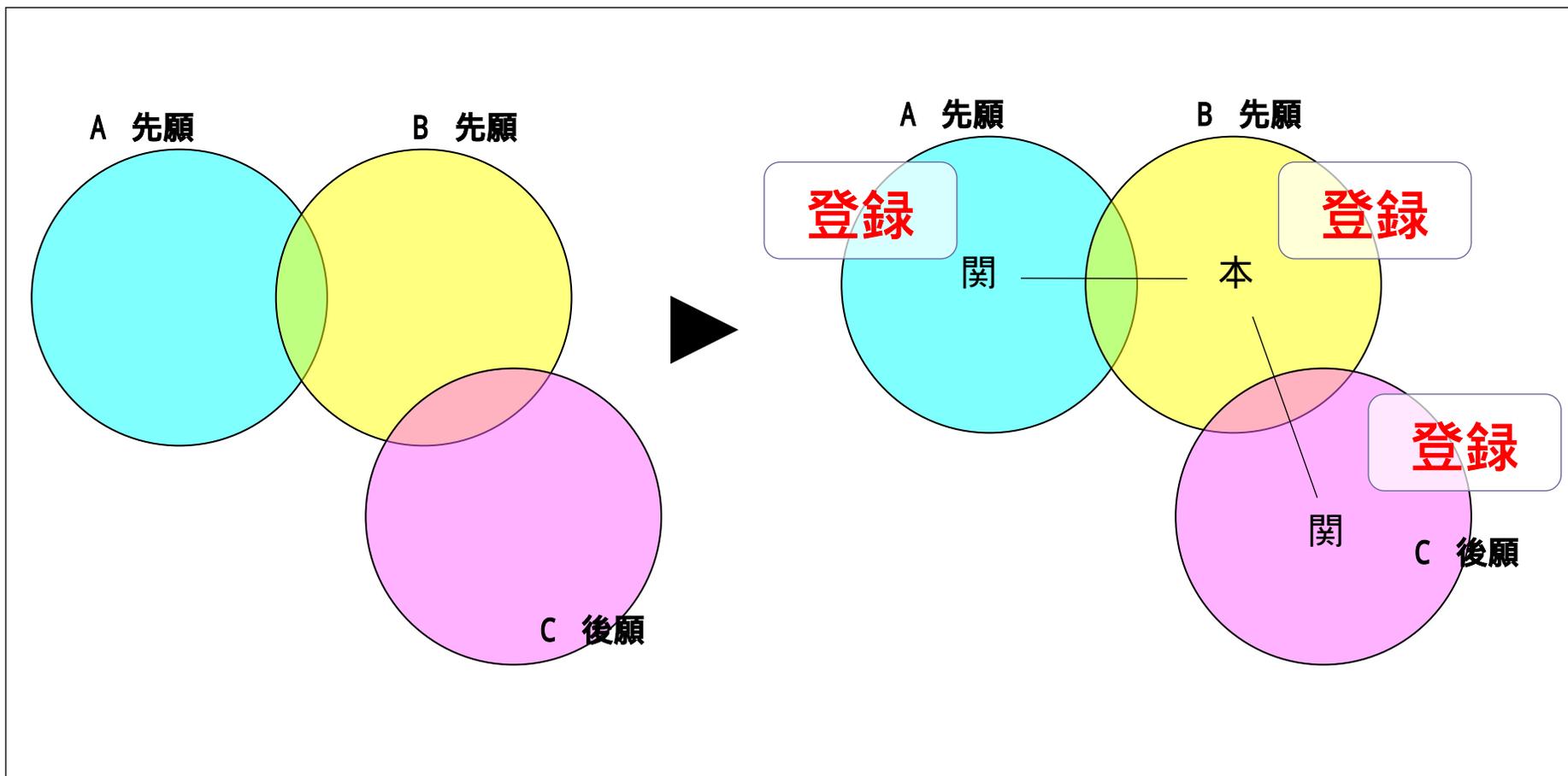
先願が同日の出願で相互に類似している場合 - (ケース)



5. 同人による類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

(1) 後の意匠登録出願に係る意匠が先の意匠登録出願に係る一の登録出願と類似している場合

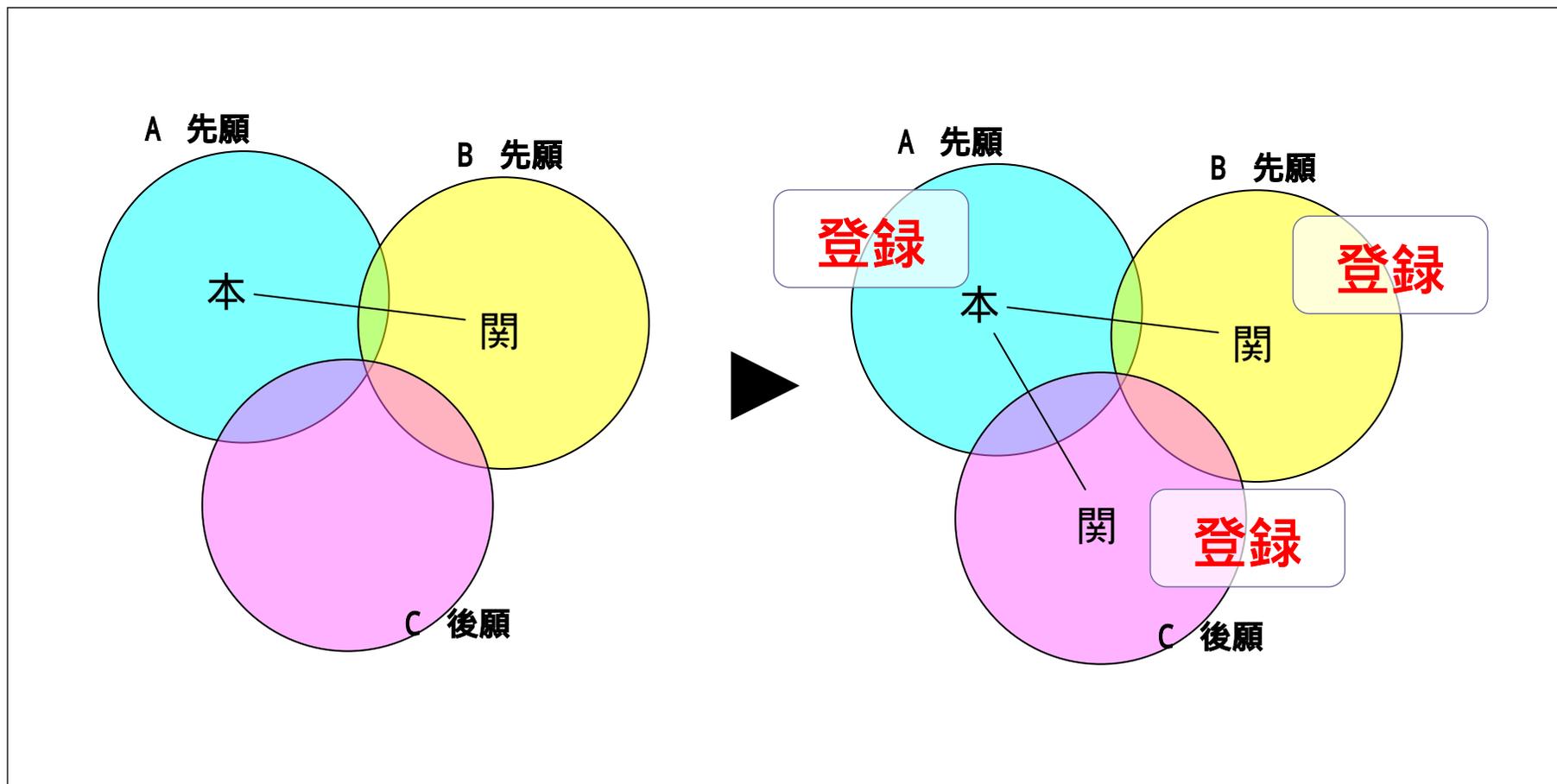
先願が同日の出願で相互に類似している場合 - (ケース)



5. 同人による類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

(2) 後の意匠登録出願に係る意匠が先の意匠登録出願に係る二以上の登録意匠と類似している場合

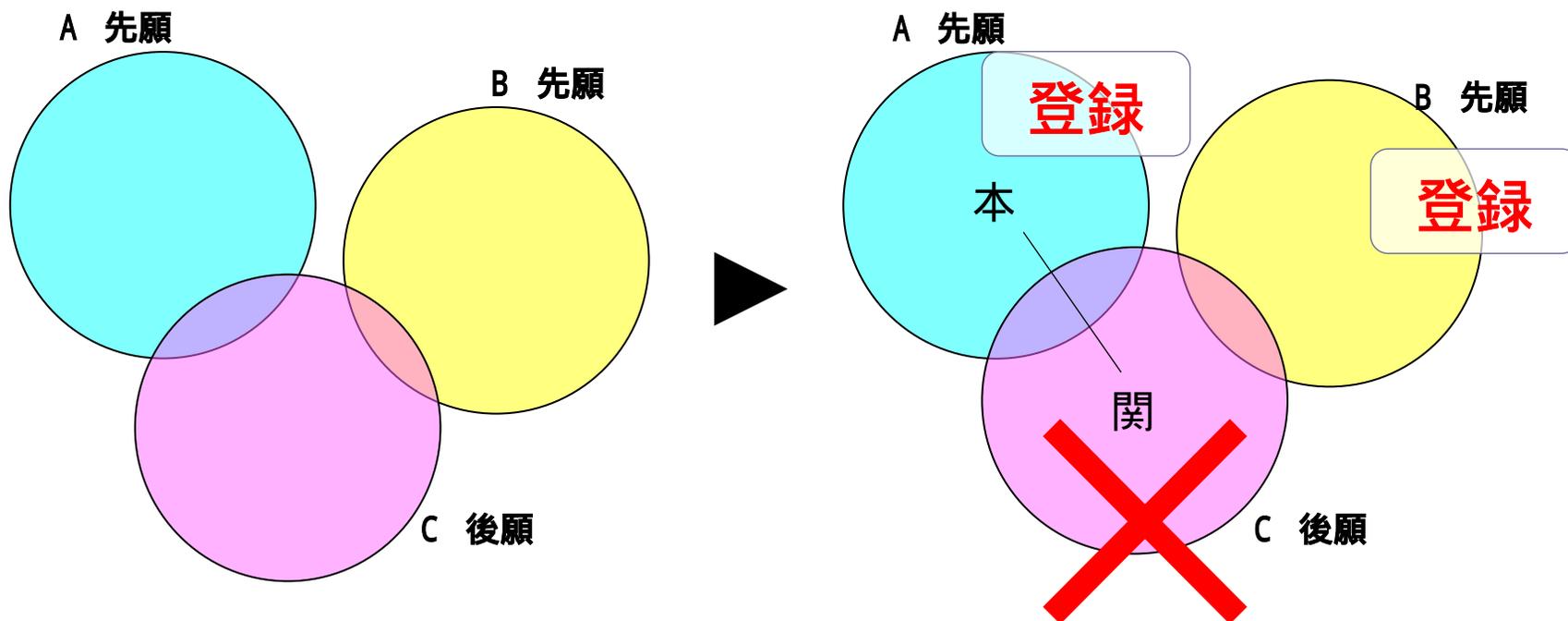
先願が本意匠と関連意匠の関係であった場合



5. 同人による類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

(2) 後の意匠登録出願に係る意匠が先の意匠登録出願に係る二以上の登録意匠と類似している場合

先願がそれぞれ単独で登録になっている場合





第4部

その他の改正項目について

1. 意匠権の存続期間の延長

< 関連条文 > (下線部が改正部分です。)

(存続期間)

第二十一条 意匠権(関連意匠の意匠権を除く。)の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

(登録料)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年

について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

- 一 第一年から第三年まで 毎年八千五百円
- 二 第四年から第十年まで 毎年一万六千九百円
- 三 第十一年から第二十年まで 毎年三万三千八百円

2～5 (略)

1. 意匠権の存続期間の延長

改正の背景

意匠権の存続期間について、より長い期間の期間の保護が必要ではないかという指摘がありました。

改正の概要

(1) 意匠権の存続期間の延長

現行の「登録日から15年」を「登録日から20年」に延長しました。

(関連意匠の存続期間についても本意匠の意匠権の登録の日から20年に延長)

(2) 存続期間の延長に伴う登録料の新設

第16年から第20年までの登録料については年間3万3千8百円としました。

2. 秘密意匠制度の見直し

< 関連条文 > (下線部が改正部分です。)

(秘密意匠)

第十四条 (略)

2 前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠登録出願と同時に、又は第四十二条第一項の規定による第一年分の登録料の納付と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

3・4 (略)

2. 秘密意匠制度の見直し

改正の背景

出願人が自己の公報の発行時期が適正か否かの判断に基づいて秘密意匠の請求を可能とするためには、意匠登録出願の時だけではなく、当該出願に係る登録査定の送達時を経過し、意匠公報の発行前のある時期までに請求を可能とする必要がありました。

改正の概要

出願意匠の秘密を請求できる時期的要件について、現行法において認められている出願と同時にする場合に加えて、意匠登録の第1年分の登録料の納付時と同時にする場合も認めることとしました。

3. 意匠の類似の範囲の明確化

< 関連条文 > (下線部が改正部分です。)

(登録意匠の範囲等)

第二十四条 (略)

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。

3. 意匠の類似の範囲の明確化

改正の背景

意匠の類似について(中略)、最高裁判例とは異なる判断手法をとるものが混在していることにより意匠の類否判断が不明瞭なものとなっているとの指摘がありました。

改正の概要

意匠の類似について、最高裁判例等において説示されている取引者、需要者からみた意匠の美感の類否であることを規定しました。

改正後の意匠審査の運用について

従来からの意匠審査における意匠の類似の考え方や判断手法そのものについて変更するものではありません。

2つの意匠を対比して観察するのみならず、先行意匠を参酌した上で総合的に美感の類否を判断するという手法にも変更はありません。

4. 新規性喪失の例外規定の見直し

< 関連条文 > (下線部が改正部分です。)

(意匠の新規性の喪失の例外)

第四条 (略)

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

4. 新規性喪失の例外規定の見直し

改正の背景

日本国内又は外国において公然知られた意匠になったことについて第三者からの証明を取得することに要する手間と時間が負担となっており、出願の日から14日以内としていた提出書面の準備期間が十分ではないとの指摘がありました。

改正の概要

新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出期限を、出願の日から30日以内とすることにしました。

問い合わせ先

審査業務部 意匠課 意匠審査基準室

内線 2910

Fax 03-3595-2766

電子メール PA1D00@jpo.go.jp